

## 第 44 回「SGI の日」記念提言

# 平和と軍縮の 新しき世紀を

Daisaku Ikeda

創価学会インタナショナル会長

池田 大作

## 提言の主な内容

Summary of the Contents

### ① 今こそ軍縮の潮流を

アントニオ・グテーレス国連事務総長が 2018 年 5 月に「軍縮アジェンダ」を発表した際に、世界の軍事支出の総額が人道援助に必要な額の約 80 倍に達したことを強調していた点に触れ、眼前にある危機を、“新しき歴史創造のチャンス”と受け止めながら、今こそ軍縮の潮流を大きくつくり出していくべき、と訴える。

### ② 「平和な社会のビジョン」の骨格を打ち出した核兵器禁止条約の歴史的意義

軍縮を阻んできた背景にあるものを探る手がかりとして、物理学者で哲学者のカール・フォン・ヴァイツゼッカー博士が考察していた「平和不在」の病理に言及。“病に対する治癒”のアプローチを重視する仏法の視座を通し、人間の生き方を変革するための鍵を提起しつつ、軍縮を推進するための第一の足場として「平和な社会のビジョン」の共有を提唱。その骨格となるものを打ち出した核兵器禁止条約の歴史的意義を強調。

### ③ 「人間中心の多国間主義」の推進と軍縮分野での「青年による関与」の主流化を

軍縮を推進するための第二の足場として、グローバルな脅威や課題に直面する人々の窮状を改善する「人間中心の多国間主義」を推進し、安全保障観の転換を図る重要性を指摘するとともに、第三の足場として軍縮の分野で「青年による関与」を主流化させるよう訴える。

### ④ 「核兵器禁止条約フレンズ」の結成

核兵器禁止条約への各国の参加の機運を高めるために、有志国による「核兵器禁止条約フレンズ」の結成を提案。日本がそのグループに加わり、核保有国と非保有国との対話の場の確保に努めることを呼び掛ける。

### ⑤ 国連の第 4 回軍縮特別総会を 2021 年に開催

核軍縮の大幅な前進を図るための方策として、2020 年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議で、核軍縮の交渉義務に焦点を当てた討議を行った上で、国連の第 4 回軍縮特別総会を 2021 年に開催することを提唱。

### ⑥ 「自律型致死兵器システム（LAW S）」を全面禁止にする条約の制定

AI 兵器と呼ばれる「自律型致死兵器システム（LAW S）」を禁止する条約の交渉会議を早期に立ち上げ、全面禁止条約の制定を目指すことを提唱。

### ⑦ 国連で「水資源担当の特別代表」のポストを創設

世界の人口の 4 割が水不足の影響を受けている現状に言及。国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の一つである安全な水の確保をグローバルな規模で図るために、国連で「水資源担当の特別代表」のポストを新たに設けることを提案。

### ⑧ 世界の大学を SDGs の推進拠点に

国連と世界を結ぶ「国連アカデミック・インパクト」の取り組みに触れつつ、大学の力を人類益のために発揮する意義を強調。世界の大学を SDGs の推進拠点にする流れを強めることを提唱。

# 民衆の生命と尊厳を脅かす 紛争の根を断ち切る

世界では今、グローバルな課題が山積する中で、これまで考えられなかったような危機の様相がみられます。

特に顕著なのは気候変動の問題です。世界の平均気温は4年連続で高温となっており、異常気象による被害が相次いでいます。

難民問題も依然として深刻で、紛争などで避難を余儀なくされた人は6850万人にのぼりました。

加えて、暗い影を落としているのが貿易摩擦の問題で、昨年の国連総会の一般討論演説で多くの国の首脳が述べたのも世界経済に及ぼす影響への懸念でした。

これらの課題とともに、国連が早急な対応を呼び掛けているのが軍縮の問題です。アントニオ・グテーレス事務総長は昨年5月、この問題に焦点を当てた包括的文書である「軍縮アジェンダ」を発表しました。

グテーレス事務総長は発表に際し、世界の軍事支出が1兆7000億ドルを超え、“ベルリンの壁”崩壊以降で最高額に達したことに触れる一方で、次のような警鐘を鳴らしました。

「各国が他の国の安全保障を顧みず、自らの安全保障だけを追求すれば、すべての国を脅かす地球規模の安全保障上の不安を生み出してしまうという矛盾がうまれます」

その上で強調したのは、軍事支出の総額が世界の人道援助に必要な額の約80倍に達したという点です。

このギャップが広がる中、「貧困に終止符を打ち、健康と教育を促進し、気候変動に対処し、地球を保護するための取り組みに必要な支出がされていません」との深い憂慮を示したのです（国連広報センターのウェブサイト）。

現在の状態が続けば、誰も置き去りにしない地球社会の建設を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みが停滞することにもなりかねません。

軍縮は国連の創設以来の主要課題であり、私自身にとっても、35年以上にわたる毎年の提言で中核をなすテーマとして何度も論じてきた分野であります。

第2次世界大戦の惨禍を体験した世代の一人として、また、地球上から悲惨の二字をなくしたいとの信念で行動を続けた創価学会の戸田城聖第2代会長の

精神を継ぐ者として、多くの民衆の生命と尊厳を脅かす紛争の根を断ち切るには、軍縮が絶対に欠かせないと痛感してきたからです。

私たち人間には、いかなる困難も乗り越えることができる連帯の力が具わっています。

不可能と言われ続けてきた核兵器禁止条約も2年前に採択が実現し、発効に向けて各国の批准が進んでいます。

闇が深ければ深いほど暁は近いと、眼前にある危機を“新しき歴史創造のチャンス”と受け止めながら、今こそ軍縮の潮流を大きくつくり出していくべきではないでしょうか。

そこで今回は、21世紀の世界の基軸に軍縮を据えるための足場について、①「平和な社会のビジョン」の共有、②「人間中心の多国間主義」の推進、③「青年による関与」の主流化、の三つの角度から論じてみたい。



世界192カ国・地域で「人間共和のスクラム」を広げるSGIの友（2018年3月、東京・八王子市の創価大学で）

## 冷戦時代から現在まで続く 「平和不在」の病理の克服を

### ■ 核軍拡競争が再燃する恐れ

第一の足場として提起したいのは、「平和な社会のビジョン」の共有です。

世界では今、多くの分野にわたって兵器の脅威が増しています。

小型武器をはじめ、戦車やミサイルなどの通常兵器の輸出入を規制する武器貿易条約が2014年に発効しましたが、主要輸出国の参加が進まず、紛争地域で武器の蔓延を食い止められない状態が続いています。

化学兵器のような非人道的な兵器が、再び使用される事態も起きました。

また兵器の近代化に伴って、深刻な問題が生じて

います。武装したドローン（無人航空機）による攻撃が行われる中、市民を巻き込む被害が広がり、国際人道法の遵守を危ぶむ声があがっているのです。

核兵器を巡る緊張も高まっています。

昨年10月、アメリカのトランプ大統領は、ロシアとの中距離核戦力（INF）全廃条約＝注1＝から離脱する方針を発表しました。

両国の間で条約の遵守に関する対立が続いてきましたが、今後、条約が破棄されることになれば、他の保有国を含めた核軍拡競争が再燃する恐れがあります。

まさにグテーレス事務総長が「軍縮アジェンダ」の序文で述べていた、「冷戦時代の緊張状態が、より複雑さを増した世界に再び出現している」（「軍縮アジェンダ・私たちの共通の未来を守る」、『世界』2018年11月号所収、岩波書店）との警鐘が、強く胸に迫ってきてなりません。

なぜ、このような事態が21世紀の世界で繰り返さようとしているのか――。

この問題を前にして思い起こされるのは、著名な物理学者で卓越した哲学者でもあったカール・フォン・ヴァイツゼッカー博士が、かつて述べていた慧眼の言葉です。

博士は、私が友誼を結んできたエルンスト・フォン・ヴァイツゼッカー氏（ローマクラブ名誉共同会長）の父君で、世界平和のための行動を貫いた尊い生涯については対談集でも語り合ったところです。

その博士が冷戦の終結後に、“ベルリンの壁”が崩壊した1989年からドイツの統一が実現した90年までの世界の動きを振り返って、こんな言葉を述べていました（『自由の条件とは何か 1989～1990』小杉勉次・新垣誠正訳、ミネルヴァ書房）。

「世界情勢はこの一年間全体としてはほんのわずしか変化を経験しなかった」

もちろん、東西に分断されたドイツで人生の大半を過ごしてきた博士自身、冷戦の終結を巡る一連の動きが、歴史的な一大事件に他ならなかったことを何度も強調していました。

そのことを承知の上で博士には、ソクラテスの産婆術＝注2＝にも通じるような言葉の投げ掛けによって伝えたいメッセージがあったのではないのでしょうか。

当時の政治・軍事状況を踏まえて、博士は次のように述べていました。

「制度化された戦争の克服は、残念ながら現況ではまだ精神の根源的変革の域に達していません」

つまり、異なる集団の間で覇権を巡って戦闘が繰

り広げられる「制度化された戦争」の克服という根本課題は、冷戦の終結をもってしても、確たる展望を開くことができないままとなっている、と。

そして、こう警告を発していたのです。

「二〇世紀最後半の現時点においても停止することなき軍拡競争の結果、新種の武器開発が行なわれ、それがさらに戦争を勃発させる事態へ連動していく可能性と危険性すら存在する」

今の世界にも当てはまる警告であり、博士の洞察の深さを感じずにはいられません。平和と軍縮の問題は、冷戦時代から現在に至るまで“地続き”となっており、アポリア（難題）として積み残されたままであることが浮き彫りとなるからです。

それでも、希望の曙光はあります。軍縮の分野で、国際政治や安全保障に基づく議論だけでなく、人道的な観点からの問題提起が行われるようになり、対人地雷、クラスター爆弾、そして核兵器と、非人道的な兵器を禁止する条約が一つまた一つと制定されてきているからです。

国際人道法の形成にみられる歴史の大きな流れとしての人道的アプローチを追い風としながら、軍縮を大きく前進させるための共同作業を、すべての国が協力して開始していかなければなりません。

#### 注1 中距離核戦力（INF）全廃条約

アメリカのレーガン大統領とソ連のゴルバチョフ書記長が1987年12月に署名した条約。射程500～5500キロの地上配備の弾道ミサイルと巡航ミサイルの生産・実験・保有を禁止した。冷戦終結後はロシアが条約の義務を継承し、91年5月に対象兵器の全廃が完了したが、近年、新たなINFの配備を禁止した条約の規定などを巡って対立が続いてきた。

#### 注2 ソクラテスの産婆術

古代ギリシャの哲学者ソクラテスが用いた問答法で、言葉の投げ掛けや対話を重ねる中で、通念や常識に対する疑問を相手に呼び起こし、正しい認識や真理に導くアプローチ。弟子のプラトンがまとめた対話篇『テアイテトス』では、ソクラテスが、助産師だった彼の母の仕事になぞらえて、真理を産み出す過程を陣痛や分娩などに譬えている箇所がでてくる。

## Ⅱ ヴァイツゼッカー博士の重要な考察

そこで、一つの手がかりとして言及したいのが、ヴァイツゼッカー博士が、軍縮を阻んできた背景にあるものを、「平和不在」という名の病理として掘り下げていた考察です（『心の病としての平和不在』遠山義孝訳、南雲堂）。

私が着目したのは、博士が平和を巡る問題を“病氣”に譬えることで、いずれの国にも、また、どんな人にも決して無縁な課題ではないとの前提に立っていた点です。

その考えの<sup>きてい</sup>基底には、人間は善と悪に分けられるような存在ではなく、「確定されていない生き物」であるとの認識がありました。

ゆえに、「ひとは平和不在を外側から、<sup>おろ</sup>愚かさとも悪ともみなしてはいけない」のであって、「病気の現象だけを、目の前に置かねばならない」と強調したのです。

また博士は、「平和不在は教化によっても、<sup>ぼつ</sup>罰することによっても克服できない。それは治療と呼ぶべき別のプロセスを必要とする」と指摘し、こう呼び掛けていました。「わたしたちが、病気の<sup>しやうじやう</sup>症状をわたしたち自身のうちに認識しない限り、また他の人達とわたしたち自身を病人として受け入れることを習わない限り、いかにしてわたしたちは病人を助けることができましょうか」と。

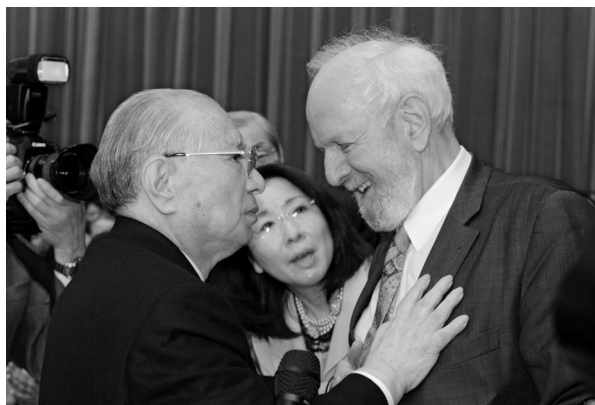
そうした博士であればこそ、アメリカとソ連に続いてイギリスが核開発競争に踏み出していた時代に、次のような問題意識を提示していたのではないかと思います。

博士が中心になって起草し、他の学者たちとの連名で57年に発表した「ゲッティンゲン宣言」には、こう記されています。

「自国を守る最善の方法、そして世界平和を<sup>そくしん</sup>促進する最短の道は、明確かつ自発的に、いかなる種類の核兵器の保有も<sup>ほうき</sup>放棄することであるとわれわれは信ずる」（マルティン・ヴァイン『ヴァイツゼッカー一家』鈴木直・山本尤・鈴木洋子訳、平凡社）

この言葉は、核開発競争を続ける保有国に向けられたものというよりも、まずもって、“自分の国が核問題にどう<sup>のぞ</sup>臨むべきか”との一点に<sup>しやうてん</sup>焦点を当てたものでした。

また、科学者として自分たちの仕事をもたらす結果に対する責任を負うがゆえに、すべての政治問題に対して沈黙することができないと宣言したのです。



環境学者のエルンスト・フォン・ヴァイツゼッカー氏と（2010年3月、創価大学で）。ローマクラブの共同会長を務めた氏との対談集『地球革命への挑戦』では、環境問題をはじめ、氏の父君の信念の行動が話題となった

## 生存の権利を守る信念に立脚した 戸田会長の「原水爆禁止宣言」

### ■ 三車火宅の譬え

一方、この「ゲッティンゲン宣言」と同じ年に、仏法者としての信念に<sup>もと</sup>基づいて「<sup>げんすいばく</sup>原水爆禁止宣言」を発表したのが、私の師である戸田第2代会長でした。

戸田会長は、当時高まっていた核実験禁止運動の重要性を踏まえつつも、問題の根本的な解決には、核兵器を正当化する安全保障の根にある思想を断ち切る以外にないとして、「その奥に隠されているところの<sup>つめ</sup>爪をもぎ取りたい」（『戸田城聖全集』第4巻）と訴えました。

世界の民衆の生存の権利を守るとの一点に立脚して、その権利を脅かすことは誰であろうと許されないと訴え、国家の安全保障という高みに置かれていた核兵器の問題を、すべての人間に深く関わる“生命<sup>そんげん</sup>尊厳”の地平に引き戻すことに、「原水爆禁止宣言」の<sup>がんもく</sup>眼目はあったのです。

私が核廃絶の運動に取り組む中で、「核時代に終<sup>しゅう</sup>止<sup>し</sup>符を打つために戦うべき相手は、核兵器でも保有国でも核開発国でもありません。真に対決し克服すべきは、自己の欲望のためには相手の<sup>よくぼう</sup>殲滅も<sup>せんめつ</sup>辞さない」という『核兵器を容認する思想』です」と訴えてきたのも、その師の信念を継いだものに他なりません。

思い返せば、「原水爆禁止宣言」の発表から1年が経った時（58年9月）、私は戸田会長の師子吼を反芻しながら、「火宅を出ずる道」と題する一文を綴ったことがあります。

火宅とは、法華経の「三車火宅の譬え」から<sup>もち</sup>用いた言葉で、そこには、こんな話が説かれています。

ある長者の家が、突然、火事に見舞われた。しかし屋敷が広大なこともあり、子どもたちは一向に危険に気づかず、驚きも恐れもしていない。そこで長者は、「外に出よう」という気持ちを子どもたちが<sup>みづか</sup>自ら起こせるように働きかけて、全員を火宅から<sup>ぶ</sup>無事に救出することができた——という話です。

私は、その説話に触れた一文の中で、「原水爆の使用は、地球の自殺であり、人類の自殺を意味する」と強調しました。核兵器はまさに、すべての国の人々に深く関わる脅威であり、その未曾有の脅威に覆われた“火宅”から<sup>こ</sup>抜け出す道を共に進まねばならないとの思いを込めて、その言葉を綴ったのです。

この説話が象徴するように、何よりも重要なのは、すべての人々を救うことにあります。

その意味で、グテーレス事務総長が主導した「軍縮アジェンダ」で、長らく論議の中核を占めてきた「安全を守る」という観点だけでなく、「人類を救うための軍縮」「命を救う軍縮」「将来の世代のための軍縮」との三つの立脚点が生きたに打ち出されたことに、深く共感するものです。



戸田第2代会長の「原水爆禁止宣言」発表60周年を記念し、横浜で行われた青年不戦サミット。世界五大陸から集った青年たちが、「核兵器のない世界」の建設を誓い合った（2017年9月、神奈川文化会館で）

## 害心を取り払い"命を救う存在"へ 釈尊が促した生き方の転換

### ■ アングリマーラを変えた二つの転機

では、いかなる手段も厭わず、どんな犠牲が生じても構わないといった思想に横たわる「平和不在」の病理を乗り越えて、すべての人々の命を救うための軍縮を世界の潮流に押し上げていくためには、何が必要となるのか――。

この難題と向き合うにあたり、“病に対する治療”のアプローチを重視する仏法の視座を示すものとして紹介したいのは、釈尊が在位の時代の古代インドで、多くの人命を奪い、人々から恐れられていたアングリマーラを巡る説話です。

――ある時、釈尊の姿を見かけたアングリマーラは、釈尊の命を奪おうとして、後を追いかけた。

しかし、どれだけ足を速めても、釈尊のそばにはたどりつけない。

業を煮やした彼が立ち止まり、釈尊に「止まれ」と叫んだ。すると釈尊から返ってきたのは、「アングリマーラ、わたしは止まっている。おん身が止まれ」との答えだった。

自分は足を止めているのに、なぜ、そんなことを言うのかとたずねるアングリマーラに対し、釈尊はさらにこう答えた。

「止まれ」と言ったのは足のことではない。次々と

命を奪うことに何の痛痒も感じない、その行動の奥底にある害心に対し、自らを制して止まるように言ったのである、と（長尾雅人責任編集『世界の名著1 パラモン教典 原始仏典』中央公論社を引用・参照）。

この言葉に胸を打たれたアングリマーラは、害心を取り払って悪を断つことを決意し、手にしていた武器を投げ捨てた。そして釈尊に、弟子に加えてほしいと願ったのです。

以来、彼は釈尊に帰依し、自らが犯した罪を深く反省しながら、贖罪の思いを込めた仏道修行にひたすら励みました。

そんなアングリマーラに、もう一つの重要な転機が訪れました。

――アングリマーラが托鉢をしながら街を歩いていると、難産で苦しんでいる一人の女性を見かけた。何もできずに立ち去ったものの、女性の苦しむ姿が胸に残り、釈尊のもとに赴いてそのことを伝えた。

釈尊はアングリマーラに対し、女性のもとに引き返して、次の言葉をかけるように促した。「わたしは生まれてからこのかた、故意に生物の命を奪った記憶がない。このことの真実によっておん身に安らかさあらんことを、胎児に安らかさあらんことを」と。

自分が重ねてきた悪行を知るがゆえに、アングリマーラは真意がつかめなかった。そこで釈尊は、アングリマーラが害心を自ら取り払い、深く反省して修行を重ねていることに思いを至らせるかのように、改めて彼に対し、女性にこう告げるように呼び掛けた。

「わたしはとうとい道に志す者として生まれ変わってからこのかた、故意に生物の命を奪った記憶がない。このことの真実によっておん身に安らかさあらんことを、胎児に安らかさあらんことを」と。

釈尊の深い思いを知ったアングリマーラは、街に戻って女性に言葉を捧げた。すると苦しんでいた女性は穏やかな表情を取り戻し、無事に子どもを出産することができたのだ――（前掲『世界の名著1 パラモン教典 原始仏典』を引用・参照）。

この二つの出来事を通して、釈尊がアングリマーラに促したことは何であったか。

それは、彼を長らく突き動かしてきた害心に目を向けさせて、悪行を食い止めたことにとどまりませんでした。母子の命を助けるための道を照らし出し、アングリマーラが自らの誓いをもって“命を救う存在”になっていく方向へと、心を向けさせたのです。

もちろんこの説話は、一人の人間の生き方の変革のドラマを描いたものであって、現代とは時代も違え

ば、状況も違います。

しかし、行為の禁止を強調するだけでなく、その行為とは正反対の“命を救う存在”へと踏み出すことを促すベクトル（方向性）は、社会の変革にまで通じる治癒の底流となり得るのではないかと、私は提起したいのです。

## 戦争の悲劇を繰り返させない

### ■ ジュネーブ諸条約に込められた決意

今から70年前（1949年）に締結され、国際人道法の重要な原則を定めたジュネーブ諸条約には、このベクトルに相通じるような条約制定への思いが込められていたと感じます。

ジュネーブ諸条約は、妊婦をはじめ、子どもや女性、高齢者や病人を保護する安全地帯の設置などを求めて、第2次世界大戦の末期に赤十字国際委員会が準備作業に着手していたものでした。

戦後、交渉会議に参加した国々は、条約の採択に際し次の表明を行いました。

「各国政府は将来にわたり、戦争犠牲者の保護のジュネーブ諸条約を適用しなければならないことのないよう、また各国は強大国であろうと弱小国であろうと常に諸国間の相互理解と協力により紛争を友好的に解決することを希望する」（井上忠男『戦争と国際人道法』東信堂）

つまり、条約に対する違反行為を共に戒めるといった次元にとどまらず、条約の適用が問われるような、多くの人命が奪われる事態を未然に防ぐとの一点に、条約の制定を導いた思いが凝縮していたのです。

多くの人が目の当たりにした戦争の残酷さと悲惨さが、交渉会議の参加者の間にも皮膚感覚として残っていたからこそ、国際人道法の基盤となる条約は、強い決意をもって採択されたのではないのでしょうか。

私は、この条約の原点を常に顧みることがなければ、条文に抵触しない限り、いかなる行為も許されるといった正当化の議論が繰り返されることになると、強く警告を発したい。

まして現在、AI兵器と呼ばれる「自律型致死兵器システム（LAWZ）」の開発が進む中で、“人間が直接介在せずに戦闘が行われる紛争”の到来さえ、現実味を帯びようとしています。このままではジュネーブ諸条約に結実した国際人道法が十分に発揮されなくなる恐れがあり、私たちは今こそ、「平和不在」の病理を克服する挑戦を大きく前に進めねば

ならないと思うのです。

そのために重要な足場となるのが、「平和不在」の病理に対する認識を互いに持ちながら、治癒のあり方を共に探ること——すなわち、「平和な社会のビジョン」を共有していくことではないでしょうか。



国連の環境開発サミットの展示会場で、SGIなどが開催した教育シンポジウム。当時、国連大学の学長を務めていたハンス・ファン・ヒンケル氏が基調講演を行った（2002年8月、南アフリカ共和国のヨハネスブルクで）

### ■ 核兵器禁止条約が持つ歴史的な意義

私は、このビジョンの骨格となるものを打ち出した軍縮国際法の嚆矢こそ、核兵器禁止条約に他ならないと訴えたい。

核兵器禁止条約は、軍縮や人道の範疇だけに収まる国際法ではありません。

国際人道法の名づけ親と言われる赤十字国際委員会のジャン・ピクテ元副委員長は、国際人道法の規則を構成する条文は「人道的な関心を国際法へ転換したもの」（前掲『戦争と国際人道法』）であると強調していました。

被爆者をはじめとする多くの民衆の“核兵器による惨劇を繰り返してはならない”との思いを凝縮した核兵器禁止条約は、まさにその系譜に連なるものだといえましょう。

さらに、核兵器禁止条約は、新しい国際法のあり方として注目されている、「ハイブリッド型国際法」の性格も帯びています。

これは気候変動の分野で提起されてきたもので、人権や強制移住の問題と連動させる形での問題解決を志向した、思考の枠組みの転換を促す条約のアプローチです。

そうした地球的な課題の連関性をより幅広く包摂したのが、核兵器禁止条約であると思うのです。

国家の主権に深く関わる安全保障であっても、「環境」「社会経済開発」「世界経済」「食糧安全保障」「現在及び将来の世代の健康」、そして「人権」と「男

「女双方の平等」のすべての重みを踏まえたものでなければならぬとの方向性を明確に打ち出しているからです。

いずれの課題に対する配慮<sup>はいりよ</sup>に欠けても、真の安全保障を確保することはできない——その意識の共有が土台になれば、核軍縮の交渉<sup>か</sup>といっても、保有数のバランスばかりに目が向いて、軍備管理的な意味<sup>むずか</sup>合いから抜け出すことは難しいのではないのでしょうか。

その意味で、核兵器禁止条約は、長年にわたる核軍縮<sup>ていたい</sup>の停滞を打ち破るための基盤を提供するだけではありません。

核兵器禁止条約を支持する連帯<sup>れんたい</sup>の輪を広げる中で、①すべての人々の尊厳<sup>そんげん</sup>を守り合う「人権」の世界、②自他共の幸福と安全を追求する「人道」の世界、③地球環境と未来の世代に対する責任を分かち合う「共生」の世界への道を力強く開いていくことに、最大の歴史的な意義があると訴えたいのです。



SGIとICANが共同制作した「核兵器なき世界への連帯」展。2012年に広島でスタートした同展は、これまで世界の90都市で開催されてきた(2017年9月、タイのソクランナカリン大学で)

## 安心感と未来への希望を育む 「人間中心の多国間主義」を ■ 不十分な状態続く人道危機への対応

次に、軍縮を進めるための第二の足場として提起したいのは、「人間中心<sup>たごくかん</sup>の多国間主義<sup>はぐく</sup>」を共に育むことです。

「人間中心の多国間主義」は、深刻な脅威や課題に直面している人々を守ることに主眼を置くアプローチで、昨年8月に行われた国連広報局／NGO（非政府組織）会議の成果文書でも、その重要性が強調されていたものです。

エスディー・ジェズ  
SDGsの取り組みを前進させるために欠かせない

アプローチですが、私は、この追求がそのまま、軍拡の流れを軍縮へと大きく転換する原動力となっていくに違いないと考えます。

国連のグテーレス事務総長が「軍縮アジェンダ」の発表にあたって警鐘<sup>けいしやう</sup>を鳴らしていたように、世界全体の軍事支出が増加する一方で、人道危機への対応のために必要な支援が不十分となる状態が続いています。

災害だけをみても、毎年、2億人以上の人々が被災<sup>さい</sup>しているといわれます。

飢餓<sup>き</sup>の問題も深刻です。8億2100万人が飢餓に見舞われ、栄養不良で発育が阻害<sup>み</sup>されている5歳未満<sup>まん</sup>の子どもは約1億5100万人に及んでいます。

この問題を考えるにつけ、“そもそも安全保障は何のためにあるのか”との原点に立ち返る必要があると思えてなりません。

そこで言及したいのは、国連大学のハンス・ファン・ヒンケル元学長が「人間の安全保障」に関する論考<sup>ろんこう</sup>で述べていた言葉です。

ヒンケル氏は、安全保障はさまざまな要因が関係するために複雑にみえるものの、一人一人の目線に立てば、何が脅威で、何を不安に感じるのかは明白に浮かび上がってくるとし、次のように指摘しました。

「世界の大多数の人々にとって、従来の安全保障が、個人レベルにおいて意味のある安心感を提供できなかったことは明白である」

「国際関係と外交政策の決定過程<sup>しつぺい</sup>には、疾病や飢餓<sup>ひしき</sup>や非識字<sup>じ</sup>よりも、ハイ・ポリティクス<sup>ひしき</sup>を優先<sup>ゆうせん</sup>する態度や制度が埋め込まれている。私たちは、このようなあり方にあまりにも慣れてしまっており、多くの人にとって『安全』は国家の安全保障と同義になっている」

「ハイ・ポリティクス」とは政治上の最優先事項を意味する言葉ですが、国家の安全保障の比重に比べて、一人一人の生命と生活を脅かす諸課題への対応<sup>おびや</sup>が遅れがちになる中で、世界の多くの人々が「意味のある安心感<sup>え</sup>」を得られていない状況が生じているのではないかと、ヒンケル氏は問題提起したのです。

またヒンケル氏は別の講演で、極度の貧困に陥った人々の窮状<sup>ききうじやう</sup>について、こう述べていました。

「一日一日の生存さえ——まさしく『一日一日』であって、『一時間一時間』とさえいいうるのだが——保証<sup>ほしょう</sup>されないとしたら、人はいかにして生活に喜びや意味を見い出したり、人間的尊厳<sup>そんげん</sup>を維持しながら生活を送ることができるだろうか。明日を迎えるのが精<sup>せい</sup>

いっばい一杯という生活が主たる関心事であるとしたら、人はいかにして未来に懸け、他者との絆を築くことができるだろうか」（「疎外、人間の尊厳、責任」、「日本国際問題研究所創立40周年記念シンポジウム報告書」所収）と。

私はそこに、従来の安全保障では見過ごされてきた人々の苦しみ<sup>しんこく</sup>の深刻さを、痛切に感じるのです。

その辛い思いは、貧困や格差に苦しむ人々だけでなく、紛争のために難民生活を強いられた人々や、災害によって避難生活を余儀なくされた人々をはじめ、世界の多くの人々が抱えているものではないでしょうか。

## ■ アフリカで広がる画期的な難民支援

その意味で私は、同じ地球に生きる一人一人が「意味のある安心感」を抱くことができ、未来への希望と共に育んでいける世界を築くことこそ、「人間中心の多国間主義」の基盤にあらねばならないと訴えたい。

とはいっても、この挑戦はゼロからの出発ではありません。多くの深刻な問題に直面してきたアフリカで、意欲的な取り組みが始まっているアプローチだからです。

その契機となったのが、2002年のアフリカ連合（AU）の発足でした。

人道危機に対応するための協力が模索される中、7年前には「AU国内避難民条約」が発効しています。

これは他の地域には見られない先駆的な条約で、国内避難民の保護を地域全体で支えることを目指したものです。

また、難民支援の面でも特筆すべき動きがみられます。

例えばウガンダでは、南スーダンなどの紛争国から逃れた110万人もの難民を受け入れてきましたが、難民の人々は移動の自由と労働の機会が認められているほか、土地の提供を受け、医療や教育も受けられるようになっています。

ウガンダの多くの国民が紛争の被害に苦しみ、難民生活を送った経験を持ち、その時の思いが、難民の人々を支える政策の基盤となっているのです。

このほか、タンザニアでも注目すべき取り組みがありました。

タンザニアでは、周辺の国々から避難した30万人以上の難民の人々が生活していますが、その難民の人々と地域の住民が協力して、苗木を栽培する活動が行われてきたのです。

この活動は、薪を得るために森林伐採が進み、自

然環境の悪化が懸念される中で始まったもので、難民キャンプとそのキャンプがある地域に約200万本の木々が植えられてきました。

アフリカの大地に新たに植えられた、たくさんの緑の木々——。その光景を思い浮かべる時、私の大切な友人で、アフリカに植樹運動の輪を広げたワンガリ・マータイ博士が述べていた言葉が胸に迫ってきます。

「木々は土地を癒し、貧困と飢えのサイクルを断ち切る一助になります」

「そして、木々は素晴らしい平和のシンボルです。木々は生き、私たちに希望を与えてくれます」（アングリーカ・U・ロイッター／アンネ・リュッファ『ピース ウーマン』松野泰子・上浦倫人訳、英治出版）

難民の人々にとって、新しく生活を始めた場所で栽培を手伝った木々の存在は生きる希望の象徴となり、「意味のある安心感」につながるものとなっているのではないのでしょうか。

私は、“最も苦しんだ人こそが最も幸せになる権利がある”との信念に基づき、21世紀は必ず「アフリカの世紀」になると、半世紀以上にわたって訴え続けてきました。

世界で求められている「人間中心の多国間主義」のアプローチの旭日は、今まさにアフリカから昇ろうとしているのです。



生命尊厳の思想に基づく共生の世界を！——環境運動家のワンガリ・マータイ博士との対話では、人類に新しい希望の光を送るアフリカの使命などについて語り合われた（2005年2月、東京・信濃町の聖教新聞本社で）

# 仏法に脈打つ「同苦」の精神が SGI の平和運動の源流

## ■ 無関心と無慈悲が苦しみを強める

現在、国連難民高等弁務官事務所が支援する難民の3割以上が、アフリカの国々で生活をしています。

国連で先月採択された、難民に関するグローバル・コンパクト＝注3＝でも呼び掛けられたように、大勢の難民の人々を受け入れ国だけで支えるのは容易ではなく、国際社会をあげて難民への支援とともに、受け入れ国に対する支援を強化することが欠かせません。

ともすれば、難民問題や貧困の問題にしても、その悲惨さに直面していない場合、“自分たちの国には関係がない”とか“自分たちの国の責任ではない”と考えてしまう傾向がみられます。「人間中心の多国間主義」は、こうした国の違いという垣根を超えて、深刻な脅威や課題に苦しんでいる人々を救うことを目指すアプローチなのです。



関西国際文化センターで2018年12月に開幕した、創価学会主催の「難民の子どもたちの絵展」。中東・シリアでの紛争から逃れた少年が将来の夢を描いた作品をはじめ、76点の絵が紹介されている（兵庫・神戸市で）

仏法の出発点となった釈尊の「四門出遊」の説話には、この意識転換を考える上で示唆を与えるメッセージがあると、私は考えます（以下、『ゴータマ・ブッダI』、『中村元選集〔決定版〕』第11巻所収、春秋社を引用・参照）。

古代インドの時代に、王族として生まれた釈尊は、政治的な地位と物質的な豊かさに恵まれる中で、寒さや暑さに悩まされることも、塵や草や夜露によって衣服が汚れることもない生活を送り、多くの人が王族に仕えてくれる環境の下で青年時代を送りました。

しかしある日、城門から出た釈尊が目にしたのは、病氣や老いを抱えて苦しむ人々や、道端で亡くなっている人の姿でした。

その姿に激しく心を動かされた釈尊は、自分も含め、人間であるならば誰も生老病死の苦しみは逃れがたいものであることを、まざまざと感じたのです。

釈尊が胸を痛めたのは、生老病死の悩みもさることながら、多くの人がそれを“今の自分とは関係のないもの”と考えて、苦しんでいる人々を忌み嫌ったり、厭う気持ちを抱いてしまっていたことでした。

後に釈尊は当時を回想し、そうした人間心理について次のように述べました。

「自分が老いゆくものであつて、また、老いるのを免れないのに、他人が老衰したのを見ると、考えこんで、悩み、恥じ、嫌悪している——自分のことを看過して」

こうした言葉を通し、釈尊は「老い」だけでなく、「病」や「死」に対しても同じ心理が働きやすいことを喝破しました。他者の苦しみを自分とは無縁のものと思い、嫌悪の念すら抱く——この人間心理を、釈尊は「若さの驕り」「健康の驕り」「いのちの驕り」として戒めたのです。

それらの驕りを、“人間と人間との心の結びつき”の観点から見つめ直してみるならば、驕りから生じる無関心や無慈悲が、人々の苦しみをより深刻なものにしてしまうという問題が、浮かび上がってくるのではないのでしょうか。

いつの時代にも、“貧困などの状態に陥るのは本人の運命でやむを得ない”といった運命論や自己責任論をはじめ、“人々に苦しい思いをさせたとしても、自分の知るところではない”といった道徳否定論が横行しやすい面があります。

こうした考えに対して釈尊は、人間が生きる上でさまざまな苦しみに遭うことは避けられないとしても、自身の内なる可能性を開花させることで、人生を大きく切り開いていくことができると強調しました。

そしてまた、困難を抱える人々に対し、同苦して寄り添い、励まし支えていく縁を紡ぎ合う中で、安心と希望の輪を広げることができると強調したのです。

この仏法の眼差しは、生老病死の悩みにとどまらず、社会でさまざまな困難に直面している人々にも向けられたものでした。

例えば、ある大乘仏教の経典（優婆塞戒經）には次のような一節が説かれています。

「乾燥した場所には、井戸をつくり、果樹林を植え、水路を整備しよう」

### 注3 難民に関するグローバル・コンパクト

2018年12月の国連総会で採択された、難民支援の連携を進めるための国際的な指針。難民の教育機会の確保や受け入れ国でのインフラ整備など、難民と受け入れ国の双方が恩恵を受けられる包括的な支援を進めるための国際協力の強化を目指す。各国の取り組みの進捗状況を報告する「グローバル難民フォーラム」を4年ごとに開催することも盛り込まれた。

「年配の人や子どもや体の弱い人が困っていれば、  
彼らの手をとって助けよう」

「住んでいた土地を失ってしまった人を見かけたら、  
親身な言葉をかけて寄り添おう」

これらの言葉は、自分も同じ苦しみに直面するかもしれない一人の人間として、“自分だけの幸福もなければ、他人だけの不幸もない”との心で「自他共の幸福」を目指していく、仏法の精神の一つの表れといえるものです。

私どもがFBO（信仰を基盤とした団体）として、平和や人権、環境や人道などの地球的な課題に取り組む上での思想的源流となってきたのも、こうした他者の苦悩に「同苦」する精神に他なりません。

釈尊が洞察した、老いや病や死を自分に関係がないものとして厭い、苦しみを抱える人に冷たく接してしまう心理――それはまた、貧困や飢餓や紛争で苦しんでいる人々を、自分が直面する問題ではないからと意識の外に置いてしまう心理と、底流において結びついているのではないかと思えてなりません。

## 環境問題が促す安全保障観の転換

この問題を考える時、先に触れた国連広報局／NGO会議の成果文書の中にも、「私たち民衆は、ナショナリズムかグローバリズムか、いずれかしかないといった誤った選択を拒否する」との言葉があったことが想起されます。

自国第一主義に象徴されるようなナショナリズムを追求すればするほど、「排他」の動きが強まることになり、経済的な利益を至上視するグローバリズムを進めれば進めるほど、「弱肉強食」的な世界の傾向が強まってしまいます。

そうではなく、深刻な脅威や課題に直面する人々を守ることに主眼を置いた「人間中心の多国間主義」のアプローチを、すべての国々が選び取って共に行動を起こしていく時代が来ていると思うのです。

安全を守る防衛の歴史には、“城壁を堅固に築けば、自分たちは安全である”との思想がみられますが、そうした考えは現代においても、“軍事力で防衛された国境の内側にいる限り、自分たちの安全は確保できる”といった形で受け継がれてきたといえましょう。

しかし一方で、気候変動をはじめとする地球的な課題の多くは、国境を越える形で被害が及ぶものであり、新しいアプローチでの対応が欠かせないのではないのでしょうか。

こうした中、ラテンアメリカとカリブ海諸国が、昨年3月、環境に関する権利を地域全体で守ることを目指

す、「エスカス条約」という画期的な枠組みを採択しました。

この地域では、ハリケーンによる災害や、海洋の酸性化などの問題を抱えてきました。そこで、条約を通じて地域間の協力を強化するとともに、環境問題に取り組む人々を共に守り、重要な決定をする場合には多様な意見に耳を傾けることを義務づけるという、「人間中心」の方針が打ち出されたのです。

加えて、グローバルな規模でも注目すべき動きが始まっています。

国連環境計画が2年前に開始した「クリーン・シー・キャンペーン」で、海洋汚染を引き起こしてきたプラスチックごみの削減を目指す運動です。

現在までに50カ国以上が参加し、対象となる海岸線は世界全体の6割を超えるまでになりました。

これまで“海岸線を守る”という防衛的な観点が前面にあったといえますが、今やそこに、“国の違いを超えて海洋を保護し、生態系を共に守る”というまったく新しい意味合いが生じつつあるのです。

歴史を振り返れば、現代にもつながる排他的なナショナリズムと、利益至上主義のグローバリズムの端緒となったのが、19世紀後半から世界に台頭した帝国主義でした。

創価学会の牧口常三郎初代会長は、その嵐が吹き荒れた20世紀の初頭（1903年）に、他国の民衆を犠牲にして自国の安全と繁栄を追い求める生存競争から脱して、各国が人道的競争に踏み出すべきであると訴えていました。

そしてその要諦を、「他のためにし、他を益しつつ自己も益する方法を選ぶにあり。共同生活を意識的に行うにあり」（『牧口常三郎全集』第2巻、第三文明社、現代表記に改めた）と強調したのです。

この軸足の転換は、現代の世界で切実に求められているものだと思えてなりません。

人道危機や環境協力の分野で助け合う経験を重ねることは、「平和不在」の病理がつくりだした対立と緊張の荒れ地に、信頼と安心の緑野を広げるための処方箋となるはずです。その先には、対抗的な軍拡競争から抜け出す道も開けてくるのではないのでしょうか。

今年の9月には、国連で「気候サミット」が開催されます。

世界全体が「人間中心の多国間主義」へと大きく踏み出すための絶好の機会であり、“同じ地球で生きる人間の生命と尊厳にとって重要な協力とは何か”に焦点を当て、温暖化防止の取り組みの強化を図ると

ともに、安全保障観<sup>てんかん うなが</sup>の転換を促す機運を高める出発点<sup>しゅつてん</sup>にしていくことを、私は強く呼び掛けたいのです。

## 変革の波を世界に巻き起こす 「青年による関与」を主流化

### ■ 国連事務総長の学生への呼び掛け

最後に、軍縮を進めるための第三<sup>あし ぼ</sup>の足場として提起<sup>てい げ</sup>したいのは、「青年による関与」を主流化させることです。

国連では今、多くの分野で青年がキーワードになっています。

その中核となるのが、昨年9月に始まった「ユース2030」<sup>ちゅうかく</sup>の戦略<sup>せんりやく</sup>です。世界18億人の青年のエンパワーメント<sup>ちから かい か</sup>（内発的な力の開花）を進めながら、若い世代が主役となってSDGs<sup>エスディーゼー</sup>の取り組みを加速させることが目指されています。

人権の分野でも新しい動きがありました。

来年からスタートする「人権教育のための世界プログラム」<sup>だんかい</sup>の第4段階<sup>たいしやう</sup>で、青年を重点対象にすることが決まったのです。

私も昨年の提言で、その方向性を呼び掛けていただけに、第4段階の活動が多く<sup>きどう</sup>の国で軌道に乗ることを願ってやみません。

青年の重要性が叫ばれているのは、軍縮の分野も例外ではなく、グテーレス事務総長が主導した「軍縮アジェンダ」で明確に打ち出されています。何より事務総長の思いは、その発表の場として国連本部のような外交官の集まる場所ではなく、若い世代が学ぶジュネーブ大学を選んだことにも表れていました。

グテーレス事務総長は、こう呼び掛けました。

「この会場におられる学生の皆さんのような若者は、世界に変革<sup>へんかく</sup>をもたらす最も重要な力<sup>ちから</sup>です」

「私は、皆さんが自分の力とつながりを利用し、核兵器のない世界、兵器が管理、規制され、資源がすべての人に機会<sup>きかい</sup>と繁栄<sup>はんえい</sup>をもたらすように使われる世界を求めることを希望しています」（国連広報センターのウェブサイト）

その強い期待を胸に事務総長は、長年にわたり未解決となってきた核兵器の問題だけでなく、若者たちの未来に深刻な脅威を及ぼす課題として、新しい技術が引き起こす紛争<sup>ふんそう</sup>の危険性を学生たちに訴えたのです。

なかでも事務総長が深い憂慮<sup>ゆうりょ しめ</sup>を示していたのが、サイバー攻撃の脅威でした。サイバー攻撃は、軍事

的な打撃<sup>だ げき</sup>を与えるものとどまらず、重要インフラへの侵入<sup>しんにゆう</sup>で社会的な機能を麻痺<sup>まひ</sup>させることを目的にした攻撃など、多くの市民を巻き込み、甚大な被害を及ぼす危険性を持つものです。

このように現代の軍拡競争は、戦闘<sup>せんとう</sup>の有無にかかわらず、日常生活にまで及ぶ脅威<sup>おそね</sup>を招いています。

しかも、その深刻さは、平和や人道に対する脅威<sup>おそね</sup>だけにとどまりません。

人間の生き方、特に青年に及ぼす影響の観点から見つめ直してみるならば、軍拡の問題があまりにも複雑<sup>きふざ</sup>で巨大<sup>きやうだい</sup>になってしまったがゆえに、現実を変えることはできないといった“あきらめ”<sup>まんえん</sup>を蔓延<sup>まんえん</sup>させる点に、根源<sup>こんげん</sup>的な深刻さがあるのではないのでしょうか。



2018年9月、国連人権理事会が、「人権教育のための世界プログラム」の第4段階の焦点を青年にすることを決議。会期中には、SGIなどが制作した「人権教育ウェブサイト」の完成発表会が、人権理事会の関連行事として行われた（ジュネーブの国連欧州本部で）

### ■ 社会の土壌を蝕む“あきらめ”の蔓延

「平和不在」の病理<sup>こくふく</sup>の克服を訴えたヴァイツゼッカー博士が、何より懸念<sup>けんねん</sup>していたのもこの問題でした（前掲『心の病としての平和不在』）。

博士は、制度的に保障された平和の必要性を訴える自分の主張に対し、寄せられる非難<sup>ひなん</sup>として二つの類型<sup>るい</sup>を挙げました。

一つは、「われわれは平和の中で暮らしているではないか。大規模な兵器こそが平和をまもっているのだ」との非難です。

もう一つは、「戦争はいつの時代にもあったし、またこれからもあるだろう。人間の自然とはそういうものだ」との非難でした。

奇妙<sup>きみょう</sup>なことに二つの非難は、しばしば同じ人間が発する言葉でもあったといえます。つまり、「同じ人が、一方では平和の中で暮らしていると考え、他方では、平和は単なる聞き届けられない願望<sup>がんぼう</sup>であるといってい

る」と。

そこで博士は、本人でも気づかない矛盾がなぜ起こるのかについて考察を進めました。

注視し続けることが困難な問題を前にした時、人間にはそれを頭の中から押しのけようとする心理が働く。その心の動きは、ある場合には精神の均衡を保つために必要かもしれないが、「生存に必要な判断」が求められる時に、果たしてそれで良いのだろうか。

それは、「わたしたち人間が、平和をつくり出すようになるためにはなにがなされねばならないか。なにを実行しなければならぬか」について、真摯に考えようとする取り組みを足止めしてしまうのではないか——というのが、博士の問題提起だったのです。

この考察から半世紀が経った今なお、核抑止を積極的に支持しないまでも、安全保障のためにはやむを得ないと考える人々は、核保有国や核依存国の中に少なくありません。

核戦争が実際に起こらない限り、「大規模な兵器こそが平和をまもっているのだ」と考え、核の脅威から目を背けていても、一見、何の問題もないようにみえるかもしれない。

しかし、核問題に対する“あきらめ”が蔓延していること自体が、社会の土壌と青年たちの未来を蝕みかねないことに目を向ける必要があります。

核抑止に基づく安全保障は、ひとたび戦端が開かれれば、他国と自国の大勢の人々の命を奪い去る大惨事を招くだけではない。核兵器が使用される事態が起きなくても、核の脅威の下で生きることを強いられる不条理は続き、核兵器の防護や軍事機密の保護が優先されるため、国家の安全保障の名の下に自由や人権を制限する動きが正当化される余地も常に残ります。

そこに“あきらめ”の蔓延が加われば、自分たちの身に自由や人権の侵害が降りかからない限り、必要悪として見過ごしてしまう風潮が社会で強まる恐れがあるからです。

ヴァイツゼッカー博士が懸念していた「平和不在」の病理がもたらす悪影響が、このような形で今後も強まっていくことになれば、次代を担う青年たちが健全で豊かな人間性を育む環境は損なわれてしまうのではないのでしょうか。

## 自分にしかできない行動が 厳しい現実を突き破る力に

### ■ 立正安国論の精神

釈尊の教えの精髓である法華經に基づき、13世紀の日本で仏法を展開した日蓮大聖人が、「立正安国論」において、社会の混迷を深める要因として剔抉していたのも、“あきらめ”の蔓延でありました。

当時は、災害や戦乱が相次ぐ中で、多くの民衆が生きる気力をなくしていました。その上、自分の力で困難を乗り越えることをあきらめてしまう厭世観に満ちた思想や、自己の心の平穏だけを保つことに専念するような風潮が社会を覆っていました。

その思想と風潮は、法華經に脈打つ教えとは対極にあるものに他なりません。法華經では、すべての人間に内在する可能性をどこまでも信じ、その薫発と開花を通じて、万人の尊厳が輝く社会を築くことを説いていたからです。

度重なる災害で打ちひしがれている人々の心に希望を灯すには何が必要なのか。紛争や内戦を引き起こさないためには、どのような社会の変革が求められるのか——。

大聖人はその課題と徹底して向き合いながら、「如かず彼の万祈を修せんよりは此の一凶を禁ぜんには」（御書24ページ）と訴え、“あきらめ”の心を生じさせる社会の土壌に巣くう病根を取り除く重要性を強調しました。

社会の混迷が深いからといって、あきらめるのではない。人間の内なる力を引き出して、時代変革の波を共に起こすことを呼び掛けたのが、大聖人の「立正安国論」だったのです。

私どもは、この大聖人の精神を受け継ぎ、牧口初代会長と戸田第2代会長の時代から今日に至るまで、地球上から悲惨の二字をなくすために行動する民衆の連帯を築くことを社会的使命としてきました。

こうした仏法の源流にある釈尊の苦に関する洞察について、「厭世的な気分というものはない」（『佛陀と龍樹』峰島旭雄訳、理想社）と評したのは、哲学者のカール・ヤスパースでした。

ヤスパースの著作の中に、“あきらめ”を克服するための方途を論じた考察があります（『実存開明』草薙正夫・信太正三訳、創文社）。

一人一人の人間が直面する逃れられない現実を「限界状況」と名づけたヤスパースは、「現存在とし

てわれわれは、限界状況の前に眼を閉ざすことによつてのみ、それらを回避することができる」が、それは自身の内なる可能性を閉ざすことになる」と指摘しました。

私が重要だと感じたのは、ヤスパースが、限界状況といっても一人一人の人間にとって個別具体的なものであるからこそ、そこに打開の糸口を見いだせると洞察していた点です。

つまり、人間はそれぞれ、生まれや環境といった異なる人生を背負っており、その制約によって生きる条件が狭められるものの、限界状況を自覚して正面から向き合うことを決断すると、他の誰かとは代替できない個別の境遇という「狭さ」を、本来の自分に生きゆく生の「深さ」へと転換することができる、と。

その上でヤスパースは、「このような限界状況にあつては、客観的な解決などというものは永久にあるわけではなく、あるものは、その都度の解決だけである」と訴え、だからこそ自分自身でなければ起こすことのできない一回一回の行動の重みが増してくると強調したのです。

## ■ 共存の道を開く

このヤスパースの呼び掛けは、冷戦時代から平和と共存の道を開くために行動してきた私自身の思いとも重なるものです。

冷戦対立が激化した1974年に、中国とソ連を初訪問した私に浴びせかけられたのは、「宗教者が、何のために宗教否定の国へ行くのか」との批判でした。

しかし私の思いは、平和を強く願う宗教者だからこそ、中日友好協会やモスクワ大学から受けた中国やソ連への招聘という機縁を無にすることなく、何としても友好交流の基盤を築きたいとの一点にありました。

“このようにすれば必ず成功する”といった万能な解決策など、どこにもなかった。まさに、それぞれが「一回限りの状況」というほかない出会いと対話を誠実に重ねながら、教育交流や文化交流の機会を一つまた一つと、手探りで積み上げてきたのです。

冷戦終結後も、どの国の人々も孤立することがあつてはならないと考え、アメリカとの厳しい対立関係にあったキューバや、テロ問題に直面していたコロンビアなどを訪問してきました。自分は何もできることはないとあきらめるのではなく、“宗教者や民間人だからこそできることは必ずあるはずだ”との信念で各国に足を運んできたのです。

また、35年以上にわたって平和と軍縮のための提言を続け、市民社会の連帯を広げるための行動を重

ねてきました。

その大きな目標であった核兵器禁止条約が実現をみた今、私は自らの経験を踏まえて、世界の青年たちに呼び掛けたい。

一人一人が皆、尊極の生命と限りない可能性を持った存在に他ならず、国際社会の厳しい現実を、動かし難いものとして甘受し続けなければならない理由はどこにもない!——と。



南米・コロンビアで開催された、東京富士美術館所蔵の「日本美術の名宝」展。相次ぐテロ事件で緊迫する中、同国を訪問した池田 SGI 会長は、東京富士美術館の創立者として開幕式に出席した（1993 年 2 月、ボゴタ市の国立博物館で）

## ■ エスキベル博士と共同で出した声明

昨年6月、世界の青年に向けて発表した、人権活動家のアドルフォ・ペレス＝エスキベル博士との共同声明でテーマに掲げたのも、「もう一つの世界は可能である」との信念であり、私たちはこう訴えました。

「幾百万、幾千万もの人々が、戦争や武力衝突の暴力、飢えの暴力、社会的暴力、構造的な暴力によって、生命と尊厳を脅かされている。困窮している人々に連帯し、その窮状を打開するために、我々は両手だけでなく、考え方と心を大きく広げなければならない」



人権活動家のエスキベル博士と池田 SGI 会長による共同声明の発表を記念して行われた「青年の集い」。イタリアの NGO などに所属する約 1000 人の若者が参加した（2018 年 6 月、ローマ市内で）

共同声明で言及したように、そのモデルとなる挑戦こそ、若い世代の情熱と豊かな発想力によって核兵器禁止条約の採択を後押しし、ノーベル平和賞を受賞したICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）の取り組みでした。

ICANの発足以来、国際パートナーとして共に行動してきたSGIでも、中核を担ってきたのは青年部のメンバーです。

SGIでは2007年から「核兵器廃絶への民衆行動の10年」の活動を立ち上げ、日本の青年部を中心に核兵器廃絶を求める512万人の署名を集めました。

イタリアでも、青年部を中心に「センツァトミカ（核兵器はいらない）」キャンペーンに協力し、同国の70都市以上で意識啓発のための展示を開催してきました。またアメリカでは学生部が、2030年までに核兵器廃絶を目指す「私たちの新たな明るい未来」と題する対話運動を、全米各地の大学などを舞台に活発に行ってきました。

これらの活動の一部は、国連に昨年提出した報告書でも紹介したところです。

安全保障理事会が2015年に採択した「2250決議」では、青年が平和構築と安全保障に貢献している事例を調査し、安保理と加盟国に報告するよう定めており、私どもの青年部の活動は、その「2250決議」に関する進捗研究でも言及されています。

青年部がまとめた報告書では、SGIの「核兵器廃絶への民衆行動の10年」の取り組みを総括して、次のように記しています。

「青年たちが運動に加わることで、核兵器の問題を意識していない人々にも裾野が広がり、すでに運動に参加している人々に更なる活力を与える波及効果がある」

人々の心に時代変革の思いを呼び起こし、共に強め合う——私は、その「共鳴力」の発揮に、青年の真骨頂があると訴えたい。

核兵器禁止条約の早期発効はもとより、その発効の先にある大きな課題、すなわち、核保有国や核依存国の参加を促し、核兵器の廃棄を前に進めるには、世界的な関心と支持を喚起し、維持し続けることが欠かせず、青年たちによる力強い関与がその生命線となるのではないのでしょうか。

以上、私は軍縮を進めるための三つの足場をそれぞれ提起してきましたが、この青年たちが発揮する「共鳴力」こそ、他の二つの足場をも堅固に鍛え上げていく、すべての足場の要となるものであると強調したいのです。

## 有志国によるグループを結成し 核兵器禁止条約の参加を拡大

続いて、平和と軍縮を巡る喫緊の課題を解決するための具体策と、国連のSDGsの取り組みを前進させるための方策について、5項目の提案を行いたい。

第一の提案は、核兵器禁止条約の早期発効と参加国の拡大に関するものです。

核兵器禁止条約が採択されて以来、これまで国連加盟国の3分の1以上に当たる70カ国が署名し、20カ国が批准を終えました。

条約の発効要件である50カ国の批准には、まだ及んではいませんが、化学兵器や生物兵器の禁止条約の場合と比べても、批准国の拡大は着実に進みつつあるといえます。

加えて注目すべきは、条約にまだ参加していない国も含めて世界の8割近くの国々が、条約の禁止事項に沿った安全保障政策を実施しているという事実です。



2017年7月、ニューヨークの国連本部で、122カ国の賛成を得て採択された核兵器禁止条約。同年3月から始まった交渉会議では政府間での議論に加えて、市民社会による発表の場が設けられ、SGIの代表も意見表明を行った

アイキャンの国際運営団体の一つである「ノルウェー・ピープルズエイド」によると、核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・保有・貯蔵から、移譲と受領、使用とその威嚇、違反行為を援助することや援助を受けること、配備とその許可について、すでに155カ国が禁止状態にあるといいます。

つまり、世界の圧倒的多数の国が「核兵器に依存しない安全保障」の道を歩むことで、すでに核兵器禁止条約の中核的な規範を受け入れている状況がみられるのです。この基盤の上に、条約の発効と参加国の拡大を通じて、核兵器禁止に関する規範の普遍化を図ることが待たれます。

その一方で、核兵器禁止条約の採択によって、核問題に関する国際的な枠組みを提供してきたNPTの協力体制に、深い溝が生じかねないとの声も聞かれます。

しかし実際には、二つの条約が目指すゴールは同じであって、核兵器禁止条約はNPTを決して損ねるものではなく、むしろ、NPT第6条が定める「核軍縮交渉の誠実な履行」の義務に新たな息吹を注ぎ込む意義を有している点に、目を向けるべきではないでしょうか。

## 日本は批准に向けた努力と対話の場を確保する貢献を

### ■ 唯一の戦争被爆国が果たすべき使命

そこで私は、核兵器禁止条約の採択に至るプロセスの中で積み上げられてきた議論を、今後も深化させながら、各国の条約参加の機運を高めていくための有志国のグループを結成することを提案したい。

具体的には、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進のために活動してきた「CTBTフレンズ」と呼ばれるグループにならう形で、「核兵器禁止条約フレンズ」を結成してはどうでしょうか。

CTBTフレンズは、日本とオーストラリアとオランダが2002年に発足させたもので、2年ごとに外相会合を開催し、昨年の第9回会合には約70カ国が参加しました。

特筆すべきは、これまで外相会合に参加した国が核保有国と核依存国と非保有国のすべてにわたっており、署名・批准の有無に関係なく多くの国が討議に加わってきた点です。

この討議が重ねられる中、外相会合への参加後に条約の批准を果たした国もみられます。また、批准後に外相会合に参加して、他の発効要件国に対し、条約への参加を呼び掛ける国も現れています。

このほか、未批准国のアメリカからケリー国務長官（当時）やペリー元国防長官が、外相会合に参加したこともありました。

その際、ペリー氏から、1970年代に“ソ連がICBM（大陸間弾道弾）を発射した”との誤情報に惑わされた時の体験が語られるなど、核兵器を巡る教訓が共有される場ともなってきたのです。

こうした経験を生かす形で、核兵器禁止条約においても同様のグループを結成し、条約に対する立場の違いを超えて、対話を継続的に行う場にしていくべ

きではないでしょうか。

そして、そのグループの活動に日本が加わり、貢献していくことを強く呼び掛けたい。

私は、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器禁止条約を支持し、批准を目指すべきであると訴え続けてきました。

CTBTフレンズの中核を担ってきた日本が、まずは「核兵器禁止条約フレンズ」の結成に協力した上で、自国の条約参加に向けた課題の克服に努めるとともに、他の核依存国にも対話への参加を働きかけることを提案したいのです。

核兵器禁止条約では、発効から1年以内に最初の締約国会合を開催することが定められていますが、私はこの会合に先立つ形で、「核兵器禁止条約フレンズ」を結成するのが望ましいと考えます。

締約国会合を開催する前の段階から、すべての国に開かれた対話の場を設けておくことが、条約を巡る意見の違いの溝を埋めていく上で大きな意味を持つと思うからです。

核保有国と非保有国との“橋渡し役”を目指してきた日本は、その対話の場の確保に尽力すべきではないでしょうか。

### ■ ICANによる新しい取り組み

核兵器禁止条約の交渉が進む最中に日本が立ち上げを表明し、これまで会合を重ねてきた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の提言では、核保有国、核依存国、非保有国の識者による議論を踏まえ、次のような共通認識が示されていました。

「核軍縮をめぐる停滞はとても擁護できるものではない」「国際社会は、立場の違いを狭め、また究極的には無くすため、直ちに行動しなければならない。すべての関係者は、たとえ異なる見方を持っていたとしても、核の危険を減らすために協働することができる」と。

日本がこの共通認識を土台に、核兵器禁止条約の第1回締約国会合のホスト国になることを表明したオーストリアなどの国々に協力し、「核兵器禁止条約フレンズ」の活動を後押しすることを呼び掛けたい。

このグループが、核兵器禁止条約の採択に尽力した赤十字国際委員会やICAN、平和首長会議をはじめとする諸団体と連携しながら、核保有国と非保有国との対話の機会を積極的に設けることが望ましいのではないのでしょうか。

市民社会の間でも、核兵器禁止条約の基盤を強化するための新しい取り組みがスタートしています。

昨年11月から始まった「ICANシティーズ・アピール」の活動です。

すでに核保有国の間ではアメリカとイギリスの都市が、また核依存国の間ではカナダ、オーストラリア、スペインの都市が「ICANシティーズ・アピール」に参加しています。

ICANはこの活動で、核兵器禁止条約を支持する各国の自治体の連帯を広げることを目指す一方、市民の一人一人が主体となった行動を呼び掛けています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用して、「#ICANSave」というハッシュタグを合言葉にしながら、“私たちの都市や町の住民は核兵器の脅威がない世界に住む権利を持つ”との思いを込めたメッセージを発信する取り組みです。

また、世界163カ国の7701都市が加盟する平和首長会議でも、すべての国に核兵器禁止条約の早期締結を呼び掛ける活動が行われています。

私は今年の提言で、条約を支持する自治体の所在地を示す世界地図を作成することを提案しながら、こう訴えました。

「“私たち世界の民衆は、非道な核攻撃の応酬を引き起こされかねない状況を黙って甘受することはできない”とのグローバルな民意の重さを明確な形で示すことで、世界全体を非核の方向に向けていく挑戦を進めたい」

SGIでは、核兵器禁止条約の制定を目指して2017年まで進めた「核兵器廃絶への民衆行動の10年」に続いて、昨年「民衆行動の10年」の第2期の活動を開始しました。

その主眼は、核兵器禁止条約への支持を広げて「核兵器のない世界」への軌道を確認なものにすることにあり、今後も他の団体と協力しながら、条約に対するグローバルな支持の拡大を力強く後押ししていきたいと思っています。



核兵器禁止条約の早期発効と普遍化の促進を巡って、ICANが主催した市民集会。ICANの発足もない頃から行動を共にしてきたSGIも、宗教者による取り組みを紹介した（2018年4月、スイス・ジュネーブ）

## NPT 再検討会議を機に 高度警戒態勢の解除を

### Ⅱ 第6条の誓約が盛り込まれた経緯

次に第二の提案として、核軍縮の大幅な前進を図るための方策について述べたい。

核兵器禁止条約に先駆ける形で制定され、全面的な核軍縮の交渉義務を定めたNPTが発効してから、来年で50周年を迎えます。

今や191カ国が参加し、軍縮に関する国際法の中で最も普遍的といわれるNPTですが、歴史を振り返れば、条約の交渉が始まった時には、非保有国の条約への参加は、ごくわずかなものに終わってしまう恐れがありました。

1962年のキューバ危機で核戦争の恐怖を痛感した米ソ両国は、当時、5カ国に広がった核拡散に歯止めをかけるため、NPTの草案を提出したものの、核軍縮に関する規定が入っていなかったからです。

その後、交渉の過程で、非保有国の主張を踏まえる形で、核保有国が完全な核軍縮に向けて誠実に交渉するという第6条の誓約が盛り込まれることになりました。つまり、核拡散への強い危機感を抱いていた核保有国に対し、非保有国が核軍縮の誓約を信頼して歩み寄る中で、NPTの体制をスタートさせることができたのです。

以来、半世紀が経ち、冷戦時代のピーク時に比べて核兵器の数は減少してきたとはいえ、いまだ世界には1万4465発の核兵器が存在するといわれます。

しかも、これまで核軍縮の条約が結ばれてきたのはアメリカとロシアの2国間のみで、多国間の枠組みを通じて廃棄された核兵器は一つもないのが現状です。

また、保有数ではなく性能の面からいえば、核兵器の近代化が進み、むしろ軍拡傾向が強まっていると言わざるを得ません。

この点、「平和不在」の病理の問題を考察していた物理学者のヴァイツゼッカー博士が、NPTの交渉が本格化する直前（67年7月）に、未来を見据えた懸念を述べていたことが思い起こされます。

「この種のあらゆる協定は、まだなんらかの不十分さを持っています。それらは、うまくいけばあいには、新たな危険源の発生を妨げ、共同作業の訓練として有効です。しかしそれらは、現存の軍備を撤廃しないで、個別に見るばあい、その中に横たわっているすべての未解決の問題とともに、現状を固定してしまします」（前掲『心の病としての平和不在』）

確かに、キューバ危機の後にケネディ大統領が恐れていた、核保有国が25カ国にまで増えるといった最悪の事態は、NPTの存在によって防ぐことができたといえましょう。

しかし核軍縮の面から総括してみれば、ヴァイツゼッカー博士が懸念していた通り、未解決の問題を抱えたまま現状を固定する傾向があったことは否めないのではないのでしょうか。

冷戦終結後の95年にNPTの無期限延長が決まった際、その鍵を握ったのも、第6条の誓約だったことを想起する必要があります。

この時の文書には、「NPTに規定される核軍縮に関する約束は、断固として履行されるべきである」と明記されており、無条件での延長を意味するものではなかったのです。

そうであればこそ、その後の2000年から15年までの4回にわたる再検討会議でも、第6条の履行を求める声が各国から繰り返し訴えられてきたのだといえましょう。

発効50周年の意義を持つ来年の再検討会議では、長年の停滞を破るためにNPT制定の原点に立ち返り、第6条の誓約に焦点を当てた討議を行うことが求められます。

その意味で私が着目したのは、昨年の準備委員会で北欧5カ国が出した声明です。



2018年4月から5月まで、ジュネーブの国連欧州本部で行われたNPT再検討会議の準備委員会。会期中、SGIの代表が「核兵器を憂慮する宗教コミュニティ」の共同声明を発表するとともに、SGIの声明を準備委員会に提出した

そこでは、INF全廃条約を巡るアメリカとロシアの対立を念頭に置きつつ、「我々は力を合わせてNPTの妥当性を維持・強化し、その弱体化につながるいかなる措置も慎まねばならない」と述べ、“何が各国を結び付けているのか”に焦点を当てる必要があるとの主張がなされました。

また、2010年の再検討会議で共通認識として示された、「核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道の結果への深い懸念」に目を向けることを訴えていたのです。

フィンランドとスウェーデンのほか、北大西洋条約機構(NATO)に属するデンマーク、ノルウェー、アイスランドという核依存国が加わった声明で、こうした呼び掛けがされた意味は大きいと思います。

このNATOの加盟国が集まり、昨年10月に開催された大量破壊兵器の軍縮に関する年次会合で、国連の中満泉・軍縮担当上級代表が一つの提案をしました。

来年のNPT再検討会議の冒頭に、閣僚会合を行って政治宣言の採択を目指すことを、可能性のある選択肢として考慮に入れてもよいのではないかと提案です。

この提案に、私も全面的に賛同します。

閣僚会合での宣言を通し、“NPTの何が各国を結び付けているのか”を改めて明確に示すことが大切だと思うからです。

NPTの前文には、核戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払うことと、「核兵器の製造を停止し、貯蔵されたすべての核兵器を廃棄し、並びに諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去する」ために各国間の信頼を強化する重要性が記されています。

閣僚会合で、この前文の精神と、「核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道の結果への深い懸念」を再確認した上で、発効50周年を踏まえた宣言として、核軍縮を本格的に前に進める誓いを表明すべきではないのでしょうか。

## ■ 核抑止がもたらす本質的な危うさ

その上で私は、核軍縮への方向転換を明確に示すものとして、来年に行われるNPT再検討会議の最終文書において、「核兵器の役割低減」の具体的措置を討議する国連公開作業部会の設置勧告を盛り込むことを呼び掛けたい。

広島と長崎への原爆投下以降、73年にわたって「核兵器の不使用」という状況が続いてきたことに加え、近年は核保有国やNATOの間でも、核兵器の軍事的有用性が低下してきたことを認めるようになってきました。

冷戦終結前から叫ばれてきたように“核戦争に勝者はない”ことは明白であり、軍事的有用性の低下

への認識も広がる中で、核兵器に安全保障を依存し続けなければならない理由は、どこにあるのでしょうか。

かつてヴァイツゼッカー博士が、「原爆を決して使う必要がないように願いながら、威嚇のために所有すること」は「絶壁の上でダンスをするようなもの」(前掲『心の病としての平和不在』)と警告していましたが、今もその状態は続いています。

他国に強い敵意を抱いていなくても、核兵器を即時に発射できる態勢を維持する限り、偶発的な事故に対する懸念は消えることはなく、その不安定さを常に強いるところに、核抑止の本質的な危うさがあると思えてなりません。

私は前半で、法華經の「三車火宅の譬え」に言及しましたが、各国の安全保障政策から“核抑止の本質的な危うさ”という炎を消していく道を、今こそ共に選び取るべき時を迎えているのではないのでしょうか。

すべての核保有国が、まずは「安全保障における核兵器の役割低減」に取り組むことが重要になると訴えたいのです。

この役割低減において、最も緊急性が高い一方で、準備にさほど時間を要しないのが「高度警戒態勢」の解除です。

核兵器を常に発射できる状態に置く「高度警戒態勢」の解除は、先例がないわけではありません。冷戦を共に終結させたアメリカのブッシュ大統領とソ連のゴルバチョフ大統領が、1991年に相次いで行ったことがあるからです。

ブッシュ大統領は、すべての爆撃機と450基の大陸間弾道弾(ミニットマンII)、また原子力潜水艦10隻の搭載ミサイルの警戒態勢解除を指示しました。

これに続いてゴルバチョフ大統領も、500基の地上発射ミサイルと、6隻の原子力潜水艦を実戦配備から外しました。

こうした一連の措置を準備するのにかかったのは、わずか数日にすぎなかったといえます。

その先例が物語っているように、核保有国の政治的決断さえあれば、取り組みを開始できるのが「高度警戒態勢」の解除であり、これを段階的に進めるための討議を、核依存国や非保有国を交えた国連公開作業部会で行うべきではないのでしょうか。

冷戦時代とは異なり、他国からの核攻撃という事態の現実味が薄れてきた今日において、多くの国の間で最も憂慮されているのは、偶発的な原因や人為的なエラーによる核爆発の事故に他なりません。

国連総会で先月採択された「高度警戒態勢」の解除を求める決議には、175カ国が賛成しています。

その幅広い支持を基盤に、「高度警戒態勢」の解除に踏み出すことは、核保有国にとっても意義は大きいと思うのです。



ゴルバチョフ氏(当時、ソ連大統領)との初の出会いは、冷戦終結の翌年の1990年7月(モスクワのクレムリンで)。以来、10回にわたって会見を重ね、対談集『20世紀の精神の教訓』では、核兵器の問題も語り合われた

## 核兵器の削減方針を定める 第4回軍縮特別総会を開催

### ■ 熱意と歩み寄りが合意形成に不可欠

こうしたリスクの低減は「水平的軍縮」と呼ばれるものですが、それに加えて、核兵器の保有数を実際に削減していく「垂直的軍縮」を進めることが、NPT第6条の義務に照らして不可欠の取り組みとなってきました。

そこで私は、来年のNPT再検討会議を受ける形で、国連の第4回軍縮特別総会を2021年に開催することを提案したい。

第4回軍縮特別総会で、多国間の核軍縮交渉の義務を再確認し、核兵器の大幅な削減と核兵器の近代化の凍結を含めた基本方針について定めた上で、2025年のNPT再検討会議に向けて多国間の核軍縮交渉を開始していくことを、呼び掛けたいのです。

もちろん、軍縮の合意は決して容易なものではないでしょう。第1回軍縮特別総会が1978年に行われた時も、多くの国が核軍縮を求める中、交渉の難航が続きました。

合意案を起草しても各国から意見が相次ぎ、異論のある箇所が多く、“括弧”で囲まれる状況で、それを解消できない限り、コンセンサスづくりは暗礁に乗り上げ、決議が見送られる恐れがあったのです。

そこで急遽、交渉の総責任者に指名されたメキシ

コのアLFONソ・ガルシア・ロブレS元外相は、各国の代表に次のように呼び掛けました。

「昨日、新たな括弧が安易に加えられたが、このようことはしないと紳士協定をしてほしい。まるで、機織りをするペネロペが織物を途中でほどいては織り直すギリシャ神話のようではないか」（木下郁夫『賢者ガルシアロブレS伝』社会評論社）と。

後にノーベル平和賞を受賞したガルシア・ロブレS元外相のこうした尽力が実り、最終的にはすべての“括弧”が解消された形で、最終文書が全会一致で採択されたのでした。

この最終文書は現在でも軍縮問題を討議する際の基礎になっていますが、第4回軍縮特別総会でも各国が熱意と歩み寄りをもって、核兵器をはじめとする多くの兵器の軍縮に関する合意を導くべきであると、私は呼び掛けたいのです。

また、第4回軍縮特別総会を行う際には、市民社会の代表による発言の場を十分に確保することを求めたいと思います。

国連総会で市民社会の代表の発言が初めて実現したのも、第1回軍縮特別総会でした。25に及ぶNGOと六つの研究機関の代表が、議場で発言したのです。

私自身、第1回軍縮特別総会に寄せて提言を発表したほか、第2回軍縮特別総会（82年）と第3回軍縮特別総会（88年）の時にも提言を行いました。

またSGIとして、第2回軍縮特別総会の際に“核の脅威展”を国連本部で開催しました。

広島と長崎での原爆被害の実態などを紹介した展示は反響を呼び、この特別総会での「世界軍縮キャンペーン」の採択を後押しするものとなりました。

以来、SGIでは、軍縮教育の推進にも力を入れてきましたが、第4回軍縮特別総会が行われる際にも、軍縮教育に関するシンポジウムなどを開催して、「核兵器のない世界」の建設を前に進めるために、市民社会からの発信に努めていきたいと思います。

## 非人道的で深刻な事態を招く AI兵器を条約で禁止

### ■ 安全保障環境を一変させる危険性

第三の提案は、AI兵器やロボット兵器と呼ばれる「自律型致死兵器システム（LAWS）」を全面禁止する条約の制定です。

LAWSはいくつかの国で開発されている段階で、

実戦配備には至っていません。

しかし、戦闘行為を自動化する兵器を導入する国がひとたび現れれば、核兵器の誕生にも匹敵するような世界の安全保障環境を一変させる事態になりかねないとの懸念が、国際社会の間で広がっています。

人間が戦闘に直接介さないことで軍事行動への垣根が格段に低くなり、国際人道法の精神が著しく損なわれる恐れもあるからです。

加えて、国連の「軍縮アジェンダ」の中で指摘されていた、LAWS特有の問題に目を向ける必要があります。

第2次世界大戦時に無人の攻撃機として使用された「V1ロケット」から、今も埋設されたままの地域が残る「対人地雷」まで、人間の操作を必要としない多くの兵器が開発され、使用されてきたものの、LAWSにはそれらの兵器とはまったく異なる危険性があるとして、次の問題が指摘されていたのです。

それは、AIに操作を依存するがゆえに、「予期しない行動や説明できない行動を起こす可能性」を常に抱えているという点です。

私も以前、平和学者のケビン・クレメンツ博士との対談で、LAWSの規制を巡る非公式の専門家会合が2014年に国連で初開催されたことを受け、LAWSの危険性について語り合ったことがあります（『平和の世紀へ 民衆の挑戦』潮出版社）。

その際、私は、良心の呵責も逡巡も生じることなく自動的に攻撃を続けるロボット兵器には、人道的観点からも極めて重大な問題があることを訴えました。

その上で、惨事が引き起こされる前に、あらかじめ全面規制を図ることが急務であり、開発と配備を禁止する枠組みづくりを早急に進めるべきであると呼び掛けたのです。

クレメンツ博士も、NGOが進める「ストップ・キラーロボット」＝注4＝のキャンペーンに触れて、こう述べていました。

「こうした市民社会による運動や国連事務局、そして各国の外交関係者などの広範なアクター（行動主体）が積極的に連携を強めていくことが、この問題解決の大きなカギとなります」と。

注4 ストップ・キラーロボット

キラーロボット（殺傷ロボット）などの「自律型致死兵器システム（LAWS）」の開発と使用の禁止を求め、2013年4月に発足した市民社会の国際的なネットワーク。人権NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチが調整役を務め、アムネスティ・インターナショナルやバグウォッシュ会議などの多くのNGOが活動に参加。SGIもメンバーとして名を連ねている。

## II 国連に提出したSGIの声明

昨年4月に行われた政府専門家会合では、「兵器の使用に人間の判断が介在すること」の必要性を大多数の国が認めたほか、26カ国がLAWSの全面禁止を求めました。

私は、国連の「軍縮アジェンダ」における警告と、政府専門家会合で示された各国の懸念を基盤に、「LAWS禁止条約」の交渉会議を早期に立ち上げることを強く求めたい。

日本も昨年2月に、人間が関与しない完全自律型の兵器の開発を行う意思はないとの方針を示しています。また欧州議会が、国際規制の枠組みづくりの交渉を早急に開始することを呼び掛ける決議を9月に採択しました。

市民社会の間でも、「ストップ・キラーロボット」の活動に参加するNGOが、51カ国の89団体にまで広がっています。

SGIも昨年10月、国連総会第1委員会に代表が出席した際、二つの声明を同委員会に提出しました。

一つは、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、仏教などの信仰を基盤にした14の団体と個人の連名で出した「宗教コミュニティによる共同声明」で、核兵器禁止条約の重要性とともに、LAWSを禁止するための多国間の議論を呼び掛けたものです。

そしてもう一つがSGIとしての独自の声明で、LAWSが深刻な軍事的脅威をもたらすだけでなく、「生命の権利」と「人間の自律と責任と尊厳に関する原則」を著しく脅かす存在に他ならないことを警告したものです。

もし、LAWSが規制されないまま、実際に使用される事態が起きた時、紛争の性格は根源から変わってしまうに違いありません。

そこでは、すでにドローン兵器の場合にみられるような、攻撃をする側と攻撃される側の人間が同じ空間にいないという“物理的な断絶性”に加えて、実際の戦闘行為が攻撃を意図した人間と完全に切り離されるという“倫理的な断絶性”が生じるからです。

## III ヴァイツゼッカー大統領の戦争体験

軍事的脅威の深刻さもさることながら、この“倫理的な断絶性”が何を意味するのかを考える時、私の胸に浮かんでくるのは、統一ドイツのリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー初代大統領が自身の体験として紹介していた話です。

物理学者のヴァイツゼッカー博士の弟君でもある大統領とお会いしたのは、ドイツの統一から8カ月後（1991年6月）のことでした。

その際、戦時中に日本とドイツが経験した「閉じた社会」の危険性について語り合いましたが、大統領は回想録で次のような体験を紹介していました（『ヴァイツゼッカー回想録』永井清彦訳、岩波書店を引用・参照）。

——大統領は、西ドイツの議員を務めていた時期（73年）にソ連を初訪問し、レニングラード（現サクトペテルブルク）にある墓地に足を運んだ。

そこは、第2次世界大戦中にドイツ軍による包囲戦で亡くなった大勢の人々が眠る場所だった。

その夜、会食会に出席した大統領は、あいさつに立った時、ソ連の人々の前で告白を始めた。

実は自分も、あの時の包囲戦に参加していたドイツ兵の一人であった、と。

思いもよらない言葉に、場内が沈黙に包まれる中、大統領は言葉を続けた。

「われわれはすべての前線、とりわけレニングラード市内における苦しみを充分承知していました。われわれ自身が体験したことを、子孫が決して繰り返してはなりません。われわれはそのために応分の責任を果たすべく、今ここにいます」

その率直な言葉に触れ、最初は沈黙していたソ連の人々も次第に心を開き、温かささえ感じる雰囲気に変わっていった——と。

翻って今後、紛争地域でLAWSが実際に使用された場合に、かつての敵同士のこうした対面は果たして成立するでしょうか。

自身が関わった行為に対する“深い悔恨”と、戦争に対する“やりきれない思い”、そして、次の世代のために平和な関係を築き直したいと切実に願う“一人の人間としての決意”が入る余地は、そこにあるでしょうか。

私も、大統領がソ連を初訪問した翌年（74年9月）に、そのレニングラードの墓地を訪れて献花し、平和の誓いを込めた祈りを捧げたことがあります。

ソ連滞在の最終日にコスイギン首相とお会いし、墓地に献花したことを伝えた時、首相は当時の包囲戦の苦しみを思い返すかのように、「あの時、私もレニングラードにいました」との言葉を発したきり、しばし沈黙されました。

しかしその瞬間から、コスイギン首相との胸襟を開いた対話が大きく進んだのです。世界が直面する課

題に取り組むには、戦争という考えをまず捨てる必要がある——その思いを率直に語られた時のコスイギン首相の真摯な表情は、今も忘れることができません。

それだけに、ヴァイツゼッカー大統領とソ連の人々との心の交流が、どれほど得がたいものだったかを強く感じます。

ヴァイツゼッカー大統領はまた、戦時中の鮮烈な思い出をこう記していました（前掲『ヴァイツゼッカー回想録』）。

「戦線の両側では、自分の命を気遣い、したがって互いにとてもよく似た心配をしている人間同士が対峙していた」

「ある夜、長い列を組んで音もなく行進していた時のことだが、突然もう一つのきわめて静かな隊列が向こうからやってきた。互いの姿は見えなかったが、それでもこれがロシア人だということはすぐに分かった。双方の側とも冷静さを失わないことがなにより必要だった。われわれは沈黙のまま、互いに無傷でやり過ごした。殺し合うべきだったのだろうが、むしろ抱き合いたいくらいだった」

AIが制御する兵器において、敵味方に分かれた相手に対する複雑な思いや、「冷静さ」という言葉に込められた人間性の重みを感じて、一時的であれ、戦闘行為を踏みとどまることはあり得るのでしょうか。

もちろん、LAWSの規制においては、国際人道法の法的な観点——すなわち、「文民保護の原則」をはじめ、戦闘員であっても不必要な苦痛を与えることを禁じた「不必要な苦痛禁止の原則」、人道法の適用上の問題がないかを確認する「新しい兵器の検証義務」など——に照らした論議も重要でありましょう。

しかしその上で、ヴァイツゼッカー大統領の述懐が浮かび上がらせていたような、LAWSに潜む“倫理的な断絶性”に目を向けることを忘れてはならないと訴えたいのです。

このように核兵器とは別の意味で、攻撃される側の国にとっても、攻撃する側の国にとっても取り返しのつかない結果を招くのが、LAWSに他なりません。

LAWSの禁止を求める国々と、日本のように開発をしない意思表示をする国々が、「ストップ・キラーロボット」の活動に参加するNGOと協力して、LAWSの開発と使用を含めて全面禁止する条約の制定を、早急に目指すべきではないでしょうか。



統一ドイツのヴァイツゼッカー初代大統領との語らいでは、冷戦後の世界の課題などが焦点に。ヴァイツゼッカー大統領は、「安全」にとって「武力」は第一義的要素ではないことを強調した（1991年6月、ボン市内で）

## 国連の特別代表を任命し 水資源を守る体制を強化

### ■ 世界人口の4割が水の不足に直面

続いて第四の提案として述べたいのは、国連のESD（エスディー）に関するもので、水資源の保護について具体的な提案を行いたい。

国連のSDGsでは目標の一つとして、すべての人々が安全で安価な水を飲むことができることを掲げています。しかし現在、21億人が安全な水を得ることができずにいるほか、世界の4割の人々が水不足の影響を受けています。

人口増加や経済成長、人々の消費行動の変化により、水の需要は全体的に増える一方で、アジア、アフリカ、中南米の河川では排水による水質の悪化がみられます。また、気候変動によって水循環に影響が生じ、雨が多い地域でさらに雨量が増え、乾燥地はますます乾燥するという現象も起きています。

こうしたグローバルな水危機を乗り越えるために、国連では昨年3月、国際行動の10年「持続可能な開発のための水」（通称「水の国際行動の10年」＝注5＝）を開始しました。

#### 注5 水の国際行動の10年

水資源の持続可能な開発と統合的な管理をはじめ、国際的に合意された水関連の目標の達成などを目指して、2018年から28年まで進められる取り組み。1981年から90年までの「国際飲料水の10年」と、2005年から15年までの「『命のための水』国際の10年」に続く、水に関する第3次の国際10年となっている。

ニューヨークの国連本部での開幕式で、国連総会のマフムード・サイカル副議長が述べた言葉は、世界的な水不足の影響が不平等なものになっている状況を浮き彫りにしていました。

「この建物の中では、喉が渇いたままだったり、口にする水で自分が病気になるかどうかを心配する人は誰もいないでしょう。そんな基本的なニーズを満たすために、誰も自分の尊厳や安全を危険にさらすことはない。これが私たちの現実です。しかし、世界中の多くの人々にとっては話が別なのです」と。

実際、身近な場所に安全な水を得る環境がないために、6億人以上の人々が整備されていない井戸をはじめ、池や川、湖などから水を汲んで利用する生活を送っています。

そのため、多くの女性や子どもたちが、長時間、重さに耐えながら水を運ぶことを強いられています。

また、不衛生な水のために病気になることも少なくなく、毎年、大勢の子どもたちが命を落としているのです。

その意味で、安全な水の確保は貧困や格差の問題にとどまるものではない。健康上の不安や水運びの負担を日々感じることなく、尊厳をもって生きるという「基本的な人権」に深く関わる問題に他なりません。

生活用水の不足に悩むことなく、安全な水を飲むことのできるありがたさは、突然の災害に見舞われた時に、先進国の人々の間でも強く実感されてきたことではないでしょうか。

水に関する権利は、女子差別撤廃条約や子どもの権利条約などで明記されたほか、2010年の国連総会決議で「生命及びすべての人権の完全な享受のために不可欠な人権」と位置付けられ、国連人権理事会の決議でも重要性が確認されてきたものです。

そこで私は、SDGsの主要な目標であり、人間の生命と生活と尊厳を守る基盤となる安全な水の確保をグローバルな規模で図るために、国連に「水資源担当の特別代表」のポストを設けることを提案したい。

国連には現在、水問題に特化した専門機関はありませんが、UNウオーターという、水問題に関連する30以上の国際機関から構成されるグループがあります。

私は、国連事務総長によって新たに任命された水資源担当の特別代表が、UNウオーターに属する諸機関と力を合わせながら、成功事例の共有をはじめ、技術移転に関するパートナーシップの構築を各国に働きかけていってはどうかと考えるのです。

その具体策の一つとして、水資源担当の特別代表を中心に、「水の国際行動の10年に関する国連会合」

を定期的で開催することを、併せて呼び掛けたい。

国連と世界銀行が招集した11カ国の首脳らによる「水に関するハイレベル・パネル」の報告書でも、こうした会議を毎年もしくは隔年で行うことを提唱していました。国連会合の定期開催を通じて、私が前半で論じたような「人間中心の多国間主義」のアプローチを、水資源の分野において定着させることが強く望まれると思うのです。

国連のグテーレス事務総長も、自らがポルトガルの首相を務めた時期に成立したスペインとの水管理の条約をはじめ、インドとパキスタン、ボリビアとペルーの事例を挙げながら、水が「紛争ではなく、協力を促す存在」となってきたことを強調していました。

世界には、286にのぼる国境を接する河川と湖沼流域があるほか、国境をまたぐ帯水層も592を数えます。こうした中、3割近くの越境河川で、流域に面する国々が共同で水資源を管理する枠組みがつけられました。

残りの越境河川でも、特別代表とUNウオーターの諸機関が支援する形で同様の枠組みづくりを進め、水の安定的な供給と水質の保護を図るべきではないでしょうか。



環境問題をテーマにした「希望の種子」展（2017年6月、ウルグアイのモンテビデオ市内で）。SGIは、同展を世界の300都市以上で行うなど、国連のSDGsの普及と促進のための活動に積極的に取り組んできた

## 日本が豊かな経験と技術を生かし 水問題を抱える国々を支援

### ■ 中東やアフリカで水の再利用を図る

水問題に関してもう一つ提案したいのは、淡水資源が将来的に不足する懸念を踏まえ、「水の再利用」や「海水の淡水化」などの分野で、水問題に関する豊かな経験と技術を持つ日本などの国々が積極的に貢献を果たしていくことです。

日本はこれまで水分野での国際協力として、インフラの整備や人材育成など、多くの国にハードとソフト

の両面から包括的な支援を行い、近年は、水と衛生の分野での世界トップの援助国となってきました。

また日本には、水資源の分野における技術交流を、韓国や中国との間で長年にわたって続けてきた実績があります。韓国とは1978年から協力会議を開催し、中国とも85年から交流会議を重ねてきました。

昨年には、日中韓水担当大臣会合も行われ、3カ国が経験の共有などを図り、水問題に関するSDGsの目標の達成に向けて協力することを約していました。

私は、日本がこうした実績を基盤に、北東アジアにおける水問題の改善と地域の信頼醸成に努めるとともに、韓国や中国とも連携する形で、「水の再利用」や「海水の淡水化」のニーズが高い中東諸国やアフリカ諸国への支援を進めることを提案したいのです。

今年の8月には、第7回アフリカ開発会議＝注6＝が横浜で開催されます。

6年前に行われた第5回会議では、アフリカの約1000万人が安全な水を飲むことができるようにするための支援の継続や、1750人の水道技術者の人材育成を支援することなどが打ち出されました。

今回の会議で、日本がその取り組みの強化と併せて、「水の再利用」や「海水の淡水化」をアフリカ諸国で推進するための基本計画をまとめることを、私は呼び掛けたい。

日本は安全な水に恵まれた国である一方、昨年の世界リスク報告書によると、災害へのさらされやすさが世界で5番目に高いと指摘されています。

災害時に切実に必要とされるのが安全な水であり、日本はそうした面からも、安全な水の確保に苦しんでいる世界の人々を救うために、「人間中心の多国間主義」のリーダーシップを発揮できることがあるのではないのでしょうか。

## ■ 女性の笑顔広げるエンパワーメント

SGIとしても、市民社会の側から「水の国際行動の10年」を支援する一環として、水問題の影響を日常的に強く受けている女性に焦点を当てた、「命を守る水と女性」展（仮称）を、今後開催していきたい。

水道設備が身近にないために、低所得国の女性や少女が1年間に水汲みの作業に費やす時間の合計は約400億時間にも及ぶといわれ、その負担は非常に大きなものになっています。

水汲みのために歩く道には危険な場所も多く、また重い水を毎日運ぶために、体を痛めてしまう女性も少

なくありません。安全な水を確保する環境が整えば、そうした問題が改善されるだけでなく、女性が他の仕事に就くことができたり、多くの少女が学校に通えるようになり、女性のエンパワーメント（内発的な力の開花）につながる道が開けてくるのです。

展示では、こうした女性を取り巻く状況とともに、水問題の解決のために行動する女性たちの姿も取り上げていきたいと思います。

国連でジェンダー平等と女性のエンパワーメントに取り組むUNウィメンは、その一つの事例として、タジキスタンのある女性の行動を紹介しています。

彼女は夫を亡くし、5人の子どもを育てながら、川から水を汲むために何時間も歩かねばならない生活を送っていました。

水の問題で悩む村人の多くが“状況は変わらない”と絶望する中、彼女は友人とグループを結成して行動を開始しました。複数のNGOからの支援を受け、村人も総動員して14キロに及ぶ水道管を引いた結果、3000人以上の村人たちが安全な水を飲むことができるようになったのです。

彼女は語っています。

「これは私たちの小さな勝利です。自分たちの生活をさらに向上したいと思っています。小規模な農園や温室を作る計画もあります。成功する自信があります」

(UN Women日本事務所のウェブサイト)

こうした女性たちの笑顔の広がりこそが、SDGsの前進を何よりも物語るものになると、私は考えるのです。

国連本部で行われた「水の国際行動の10年」の開幕式で、市民社会の代表として発言したのも13歳の少女でした。

カナダに住む先住民で、水と環境を保護する活動をしてきたオータム・ペルティエさんは、「私たちは、必要な時に水を飲む権利があります。それは、豊かな人だけでなく、すべての人々の権利です」と訴えました。

### 注6 第7回アフリカ開発会議

日本が主導する形で1993年から継続的に行われてきた国際会議で、今年8月の横浜での開催で第7回となる。前回の会議は2016年にケニアのナイロビで行われ、アフリカ諸国の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」の重要性が提唱された。アフリカの国々だけでなく、国連や世界銀行などの国際機関や、アジア諸国、民間企業、市民社会なども議論に参加する枠組みとなっている。

その上で彼女は、「子どもたちが誰一人として、きれいな水とは何か、水道から流れる水がどんなものかを知らないまま、育つようなことがあってはなりません」と強調し、「今こそ勇気を奮い起こし、地球を守るために、お互いをエンパワーする時です」と呼び掛けました。

SGIとしても、水資源の保護を通じて人間と地球を守る行動の輪を市民社会で広げるために、「命を守る水と女性」をテーマにした展示を行い、水問題の解決を後押ししていきたいと決意するものです。

## エスディーゼース SDGsの達成を目指し 世界の大学が協力を促進

### ■ 17の目標を担う中心拠点を発表

最後に第五の提案として述べたいのは、世界の大学をSDGsの推進拠点にする流れを強めることです。

国連と世界の大学を結ぶ「国連アカデミック・インパクト」が2010年に発足してから、加盟大学は約140カ国、1300校以上に広がっています。

このアカデミック・インパクトが昨年10月、注目すべき発表を行いました。

国連のSDGsの17の目標について、各分野で模範となる活動をしている世界の17大学を選び、ハブ（中心拠点）の役割を担う大学として任命したのです。

例えば、目標2の「飢餓をゼロに」では、南アフリカのプレトリア大学が選ばれました。

プレトリア大学は、食糧問題や栄養に関する研究所を擁し、アフリカ諸国や国際機関と協力して研究を進めてきたほか、食糧安全保障をテーマにした国際会議を数年にわたって共同開催してきました。授業でも、SDGsのさまざまな指標に沿う形で、全学部のカリキュラムを考慮することが優先されています。

目標5の「ジェンダー平等」では、スーダンのアフアード女子大学が任命されました。女性が地域や国で活躍することを目指す教育が進められ、「ジェンダーと開発」「ジェンダーと平和研究」など、ジェンダーを専門とする四つの修士課程が開設されています。

目標16の「平和と公正」では、イギリスのデ・モントフォート大学が選ばれました。難民や移民との共生を目指す国連のキャンペーンで主導的な役割を担う大学として、難民の若者たちに教育の機会を提供するとともに、難民と移民の尊厳を守る重要性を訴え、難

民の人たちの体験を記録し、共有するプロジェクトを推進しています。

日本の大学では、目標9の「産業と技術革新」の分野で、長岡技術科学大学が任命されました。

これらの17大学が3年間の任期を通し、SDGsのそれぞれの目標の取り組みを牽引していくことが期待されているのです。

国連広報局でアカデミック・インパクトの責任者を務めるラム・ダモダラン氏は、「学問は他者を利し、学生は何かを生み出す。SDGsに取り組んでいる大学ほど、この組み合わせが効果的で劇的に作用している場所はない」と強調していますが、私もまた、大学が持つ限りない可能性を強く感じてなりません。

大学には社会の“希望と安心の港”としての力が宿っており、その力を人類益のために発揮する意義は、極めて大きいのです。

そこで私が呼び掛けたいのは、この17大学を中心に“SDGs支援の旗”を力強く掲げる大学の輪をさらに広げることです。

アカデミック・インパクトの加盟大学をはじめ、多くの大学が、力点を置くSDGsの目標を表明して、意欲的な挑戦を行うキャンペーンを進めていってはどうでしょうか。

また、同じ分野に取り組む大学間の協力を推進し、学生のグローバルな連帯を広げる意義を込めて、国連創設75周年を迎える来年に「SDGsのための世界大学会議」を開催することを提案したい。

青年の役割を重視する国連の「ユース2030」の戦略では、創設75周年などで国連のサミットが行われる際に青年の声を強めることや、国連事務総長と青年との定期的な対話の場を設けることを促しています。

その一環として、各国の教育者と学生の代表が参加する世界大学会議を開催し、SDGs推進の機運を高めるとともに、「国連事務総長と学生との対話フォーラム」を実現してはどうかと思うのです。

### ■ 創価大学とSUAの意欲的な活動

これまで私は、創価大学の創立者として「大学交流の推進」に力を入れるとともに、世界の諸大学の総長や学長と「大学の社会的使命」を巡る対話を重ねてきました。

17大学の一つに選ばれたアルゼンチンのブエノスアイレス大学とも交流があり、長年にわたり総長を務

めたオスカル・シュベロフ氏とお会いした時には、<sup>せき</sup>積年の思いを次のように述べたことがあります。

「私は『大学間の交流』によって、世界のよりよい将来のために『新しい知恵』と『新しい価値』が生まれてくると期待しています。対話と相互理解のなかからこそ、何らかの『新しい力』と『新しい理想の方向性』が創造されると信ずるからです」



2018年3月、創価大学で行われた「東南アジア高等教育協会」の年次総会。日本での初開催となった総会には、19カ国・地域の研究者らが参加。「多様性と世界市民のための高等教育」をテーマに討議が進められた

その際、シュベロフ氏が「世界の大学は共通の課題をかかえています。その解決のために、各大学は力を合わすべきです」と共感を寄せてくださり、「教育者は、一番困っている人に手を差し伸べるべきだ」との信念を語っておられたことが深く胸に残っています。

創価大学はアカデミック・インパクトの一員として、活動の柱となる10原則のうち、「人々の国際市民としての意識を高める」「平和、紛争解決を促す」「貧困問題に取り組む」「持続可能性を推進する」「異文化間の対話や相互理解を促進し、不寛容を取り除く」の五つの原則を中心に取り組んできました。

その上で、SDGsがスタートした16年以降は、国連難民高等弁務官事務所と「難民高等教育プログラム」の協定を結び、難民の学生を受け入れてきたほか、国連開発計画や国連食糧農業機関との協定に調印し、交流を進めています。

授業の面では、SDGsとつながりの深い平和・環境・開発・人権の分野からなる「世界市民教育科目群」を昨年設置しました。

このほか、持続可能な循環型社会の構築をはじめ、

SDGsに関連するさまざまな研究に積極的に取り組んでいます。

アメリカ創価大学（SUA）でも、地球的な課題に関する教育に力を入れてきました。

学生が主体となって探究したいテーマを決めてクラスごとに共同研究や実地調査を行う、「ラーニング・クラスター」という伝統的教育プログラムがあるほか、ニューヨークの国連本部などで実施する研修の機会が設けられています。

また、国連の「国際非暴力デー」にあわせる形で、14年から毎年、「平和の文化と非暴力」会議を開催してきました。

私は2006年に発表した国連提言で、世界の大学が社会的使命の一つとして「国連支援の拠点」の機能を担うことを呼び掛けながら、国連の未来図を次のように提起したことがあります。学生や大学が「点」となり、それをつなぐネットワークが「線」となって、やがては国連支援の輪という「面」が地球全体に広がっていく——と。

その大学の輪は、アカデミック・インパクトの枠組みを通じて、世界1300以上の大学にまで広がりをみせています。

今回の拠点大学の発表を新たな契機として、世界のより多くの大学がSDGsの推進のためにさらに力を注ぎ、それぞれが積み上げてきた経験を共有しながら、誰も置き去りにしない地球社会を築くための行動の連帯を強めていくべきではないでしょうか。



「リベラルアーツ教育の国際化」を巡って、アメリカ創価大学が主催した学術会議。コロンビア大学やナイロビ大学をはじめ、各国の大学と教育機関から学長や教職員が出席した（2018年6月、カリフォルニア州オレンジ郡のアメリカ創価大学で）

## II 三つの柱を軸に世界市民教育を

SGIでも、国連支援の活動の柱としてきた「世界市民教育」を通して、SDGsの推進のために積極的な役割を果たしていきたいと考えています。

これまでSGIが地球的な課題に関する展示<sup>おこな</sup>を行ってきた会場の多くは、世界各地の大学であり、その中には、拠点大学に選ばれたノルウェーのベルゲン大学<sup>ふく</sup>も含まれています。

大学こそ問題解決のための英知を結集し、新しいアプローチ<sup>はぐく ようらん</sup>を育む揺籃<sup>へんかく</sup>であり、時代変革への力強いエネルギーは青年、なかんずく学生たちから生まれると確信するからです。

昨年6月、人権活動家のエスキベル博士との共同声明の発表が行われた場で、その共同声明<sup>だんじょう</sup>を壇上で受け取ったのは二人の学生であり、その翌日に共同声明を巡る「青年の集い」を開催した場所も、ローマの学生街にある会場でした。

共同声明で私と博士は、「世界市民教育を通じた青年のエンパワーメント」の推進を提唱し、その柱として次の3点を挙げました。

①悲惨な出来事を繰り返さないため、「歴史<sup>き</sup>の記憶<sup>おく</sup>」を胸に共通の意識<sup>やしな</sup>を養う。

②地球は本来、人間が「共に暮らす家<sup>く</sup>」であり、差異による排除を許してはならないことを学ぶ。

③政治や経済を“人道的な方向”へと向け、持続可能な未来を切り開くための英知<sup>みが</sup>を磨く。

今後も世界の大学との連携を深めながら、SDGsに関する意識啓発<sup>けいはつ</sup>の展示などを行い、この3点に基づいた「世界市民教育」の裾野<sup>すその</sup>を着実に広げていきたいと思います。

ローマの学生街で「青年の集い」が開催された日(6月6日)は、くしくも創価学会の牧口初代会長の誕生日でありました。

創価学会とSGIの源流<sup>げんりゅう</sup>には牧口会長の教育思想がありますが、その要諦<sup>ようてい</sup>をなすメッセージは次のように綴<sup>つづ</sup>られています。

「目的観の明確なる理解の上に築かれる教育こそ、やがては全人類がもつ矛盾<sup>むじゆん</sup>と懷疑<sup>かいぎ</sup>を克服するものであり、人類の永遠の勝利を意味するものである」(『牧口常三郎全集』第8巻、第三文明社。現代表記に改めた)

SGIは、この教育が持つ限りない可能性をどこまでも信じ、青年のエンパワーメントを通して、すべての人々が尊厳<sup>かがや</sup>を輝かせて生きられる「持続可能で平和な地球社会」の建設<sup>まいしん</sup>に邁進していく決意です。



ノルウェーのベルゲン大学で行われた「核兵器なき世界への連帯」展(2016年8月)。多くの学生が展示会場を訪れ、「平和な社会を築くために尽力したい」などの声が寄せられた